

# 名取市障害者計画

平成 27 年度から平成 32 年度

平成 27 年 3 月

名 取 市



## はじめに



本市においては、平成 18 年度に策定した「名取市障害者計画」及び平成 24 年度に策定した「第 3 期名取市障害福祉計画」の計画期間がそれぞれ終了することから新たに平成 27 年度を初年度とする「名取市障害者計画（平成 27 年度から平成 32 年度）」及び「第 4 期名取市障害福祉計画（平成 27 年度から平成 29 年度）」（別冊）を策定しました。

国においては、平成 23 年 8 月に障害者施策の基本となる障害者基本法が一部改正され、また、障害者自立支援法が平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）として施行されるなど、障がいのある方やその家族等を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市では、こうした障害福祉制度の改正や、多様化・複雑化する障がいのある方やその家族等のニーズに対応するため、前計画の基本理念である「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」を継承し、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう様々な施策を展開する方策を定める計画として「名取市障害者計画」を策定しました。

また、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方や、目標及び確保すべきサービス量、サービス確保のための方策を定める計画として、「第 4 期名取市障害福祉計画」を別冊により策定しました。

今後は、国や県の制度改正にも柔軟に対応しながら、計画を着実に推進し、障がいのある方への自立支援や社会参加の促進を図るとともに、障害福祉環境の整備に努めてまいりますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました障害者計画等策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、障害者団体、関係機関の皆様から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

名取市長 佐々木 一十郎

# 目次

---

<b>第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方</b> .....	1
第1節 計画策定の背景 .....	1
(1) 国の動き .....	1
(2) 宮城県の動き .....	1
(3) 名取市の動き .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画の期間 .....	3
第4節 障がい者の定義 .....	4
<b>第2章 現状と将来の動向</b> .....	5
第1節 名取市の現状 .....	5
(1) 名取市の人口構造 .....	5
(2) 障がい者の推移 .....	6
(3) 障害福祉サービス利用の推移 .....	10
第2節 平成32年度までの各種推計 .....	13
(1) 平成32年度までの人口推計 .....	13
(2) 障がい者の推計 .....	14
第3節 アンケート調査の概要 .....	15
(1) 障がいのある人の意識調査 .....	15
(2) 一般住民の意識調査 .....	24
<b>第3章 計画の基本理念等</b> .....	28
第1節 基本理念 .....	28
第2節 計画の基本的視点 .....	29
第3節 計画の施策体系 .....	31
<b>第4章 分野別施策</b> .....	32
第1節 理解と交流の促進 .....	32
(1) 啓発・広報の推進 .....	33
(2) 福祉教育の推進 .....	33
(3) ボランティア活動への支援 .....	34
第2節 社会参加の促進 .....	35
(1) スポーツ・文化活動の推進 .....	36
(2) 地域活動の推進 .....	36

第3節 保健・医療の充実	37
(1) 母子保健事業の推進	37
(2) 精神保健事業の推進	38
(3) 成人保健事業の推進	38
第4節 療育・教育の充実	39
(1) 療育の充実	40
(2) 教育の充実	41
(3) 生涯学習の充実	41
第5節 雇用・就労支援の充実	42
(1) 雇用機会の拡大	43
(2) 就労への支援	43
第6節 福祉サービスの充実	45
(1) 相談体制の整備	46
(2) 住まいの支援	47
(3) 経済的支援の充実	47
(4) 在宅福祉の充実	48
(5) 移動手段への支援	48
(6) 施設福祉の充実	49
(7) 障害福祉サービスに係る苦情解決	49
第7節 人にやさしいまちづくりの推進	50
(1) 生活環境の整備	51
(2) 情報バリアフリー化の推進	52
(3) 行政サービス等における配慮	52
第8節 安全・安心の確保	53
(1) 防災・防犯対策の充実	54
(2) 震災からの復興支援	54
第9節 差別の解消・権利擁護の促進	55
(1) 障がいを理由とする差別の解消	55
(2) 虐待の防止	56
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>	<b>57</b>
第1節 計画の推進体制	57
第2節 計画の進行管理	57
<b>資料編</b>	<b>59</b>



---

## 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

---

### 第1節 計画策定の背景

---

#### (1) 国の動き

平成18年4月、国は、障がい者がその有する能力を活かし自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指して、「障害者自立支援法」を施行しました。この法律では、これまで3障害に分かれていた身体・知的・精神のサービスが一元化され、障がい者の心身の状態を総合的に表す基準として障害程度区分が導入されました。また、市町村に対しては、障害福祉計画の策定が義務付けられ、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保が掲げられています。

その後、平成21年12月に、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進会議」が発足し、平成22年4月には改革推進会議の下に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、「障害者総合福祉法」の制定に向けた検討が進められました。

このような障害者施策の検討の流れを受け、平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。基本理念として、「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われること」が掲げられています。

「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病等が加わるとともに、従来の「障害程度区分」は「障害支援区分」に改められ、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化、地域移行支援の対象拡大などが施行されています。

#### (2) 宮城県の動き

宮城県は、平成10年3月に、「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を目指し、「みやぎ障害者プラン」を策定しました。

平成16年2月には、知的障がいのある人の地域生活移行を促進するため「みやぎ知的障害者施設解体宣言」が発せられ、さらに障害者福祉制度の大きな改正に向

け、平成17年3月に「みやぎ障害者プラン」の見直しが行われました。

その後、障害福祉施策を取り巻く環境は、法改正や社会変化を受けて大きく変化し、こうした動きに合わせ、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域づくり」の実現に向け、平成23年に「みやぎ障害者プラン」（平成23年度から平成29年度）を策定しました。

### （3）名取市の動き

本市においては、平成3年度に策定した第3次長期総合計画の中、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、施策の展開を実施してきました。

また、平成13年3月に仙台圏域障害者プランを策定し、障害者施策に取り組んできました。

同じく平成13年3月には、第4次長期総合計画を策定し、障害者福祉については、在宅知的障がい者等のための施設整備、福祉タクシー利用券・福祉バス乗車券等交付事業の拡充、心身に障がいのある人の健康の保持・医療費負担の軽減等の施策を実施してきました。

平成18年には、障害者基本法に基づいて、名取市における障がい者に関する施策の方向性を定める基本的な計画である「名取市障害者計画」（平成18年度から平成26年度）を策定し、障害者施策を推進してきました。

なお、平成17年1月から、名取市では市の公文書等で使用している人を指す場合の「障害」を「障がい」に表記変更しています。ただし、法令や条例等の制度に基づく表記については対象外としています。

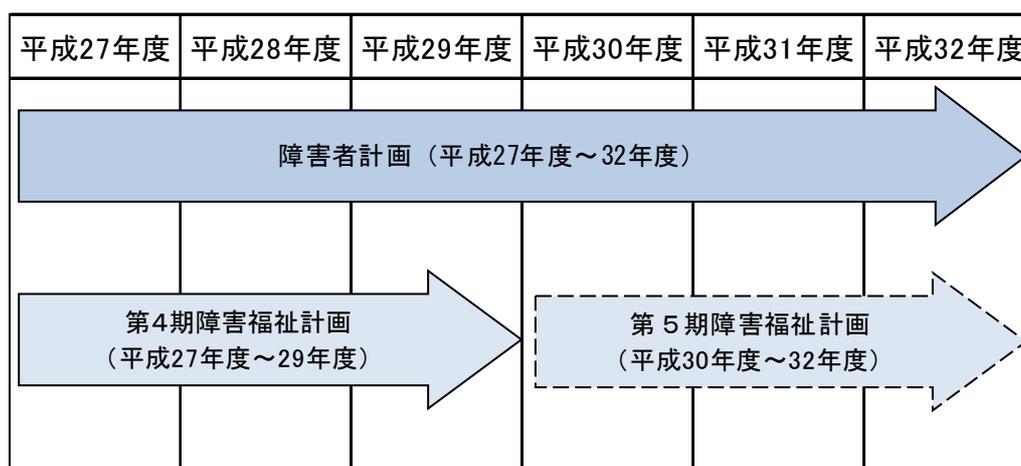
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」の改正に伴い、本市における障がいのある人の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、長期的視点での障害者施策の基本的な計画を策定するものです。

なお、本計画は、国の指針を基本とし、「名取市第五次長期総合計画」、「名取市震災復興計画」のほか、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「名取市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を図り策定しました。

## 第3節 計画の期間

本計画は平成27年度を初年度とした、平成32年度までの6ヶ年とします。この計画は将来における制度改正や社会情勢の変動などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。



※障害者計画は、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めるものです。

※障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを計画的に提供するため、具体的な数値目標やサービス見込み量、方策等を定めるものです。

## 第4節 障がい者の定義

---

これらの計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められていることから、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁（※1）により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

また、平成25年4月の障害者総合支援法施行により難病等（※2）が障がい者の範囲に加えられています。

※1 社会的障壁とは、障がいがある方にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

## 第2章 現状と将来の動向

### 第1節 名取市の現状

#### (1) 名取市の人口構造

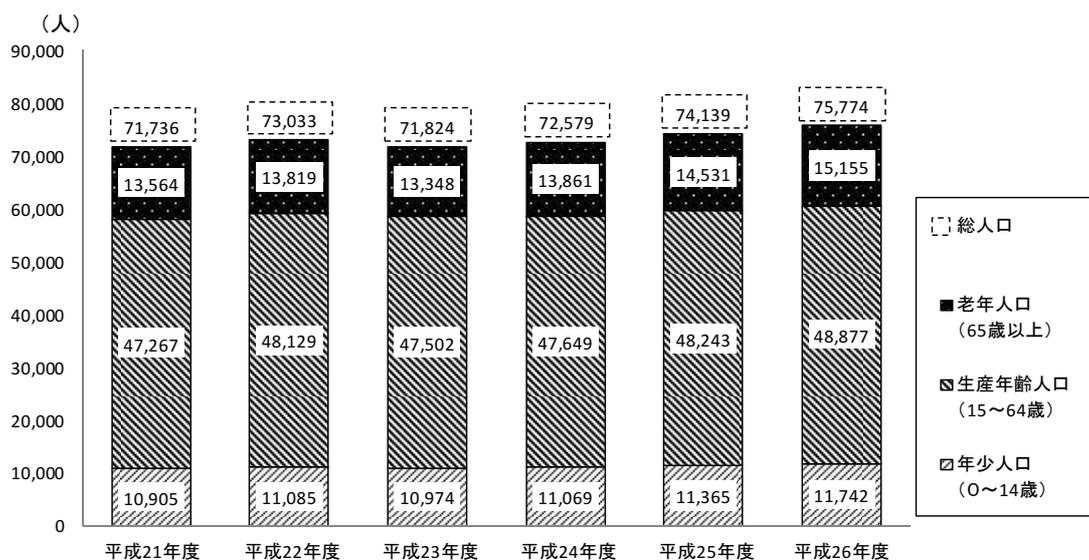
名取市における人口の推移をみると、東日本大震災の影響により、平成23年度の総人口は減少となりましたが、平成24年度以降は増加傾向となっています。平成21年度の71,736人から平成26年度には75,774人と5.6%増加しています。

#### ■人口の推移

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年少人口(0~14歳)	10,905	11,085	10,974	11,069	11,365	11,742
生産年齢人口(15~64歳)	47,267	48,129	47,502	47,649	48,243	48,877
老年人口(65歳以上)	13,564	13,819	13,348	13,861	14,531	15,155
総人口	71,736	73,033	71,824	72,579	74,139	75,774

(基準日:9月30日現在、平成23年度以降は外国人を含む)



## (2) 障がい者の推移

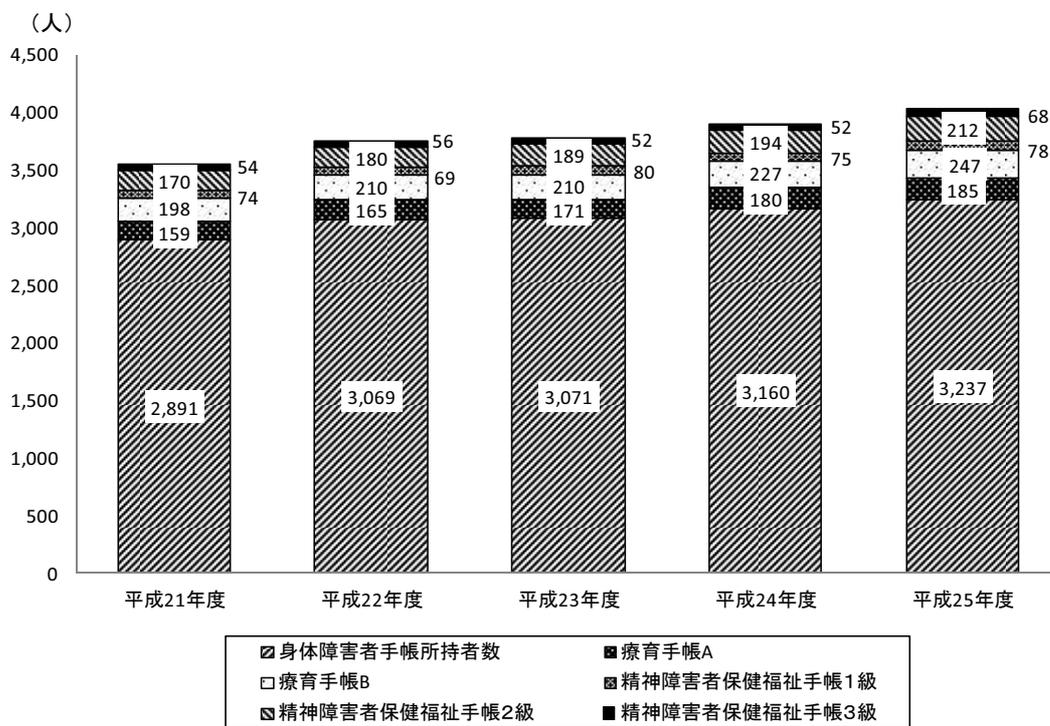
名取市における各種障害者手帳所持者の合計推移をみると、平成21年度の3,546人から平成25年度には4,027人と481人の増加になっています。

各障害者手帳別の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は2,891人から3,237人と12.0%の増加、療育手帳所持者数は357人から432人と21.0%の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は298人から358人と20.1%の増加を示しています。

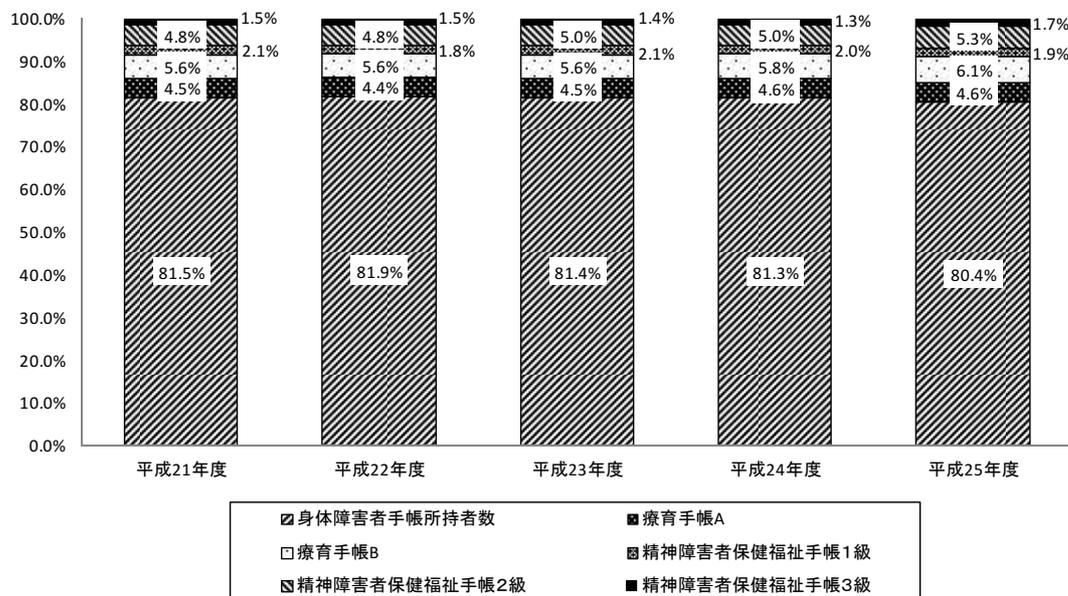
■各障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在） （単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
各障害者手帳所持者数合計	3,546	3,749	3,773	3,888	4,027
身体障害者手帳所持者数	2,891	3,069	3,071	3,160	3,237
対前年度比伸び率		6.2%	0.06%	2.9%	2.4%
療育手帳所持者数	357	375	381	407	432
対前年度比伸び率		5.0%	1.6%	6.8%	6.1%
療育手帳A	159	165	171	180	185
対前年度比伸び率		3.8%	3.6%	5.3%	2.8%
療育手帳B	198	210	210	227	247
対前年度比伸び率		6.1%	0.0%	8.1%	8.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	298	305	321	321	358
対前年度比伸び率		2.3%	5.2%	0.0%	11.5%
精神障害者保健福祉手帳1級	74	69	80	75	78
対前年度比伸び率		-6.8%	15.9%	-6.3%	4.0%
精神障害者保健福祉手帳2級	170	180	189	194	212
対前年度比伸び率		5.9%	5.0%	26.5%	9.3%
精神障害者保健福祉手帳3級	54	56	52	52	68
対前年度比伸び率		3.7%	-7.2%	0.0%	30.8%

■各障害者手帳所持者の推移



■各障害者手帳所持者構成割合の推移



① 平成25年度 身体障害者手帳所持者の障がい別・年齢別の現状

名取市における身体障害者手帳所持者の障がい別での年齢状況をみると、18歳未満と18歳以上のどちらにおいても「肢体不自由」が最も多くなっています。

18歳未満で次に多いのは、「聴覚・平衡機能障害」が19人、「内部障害」が15人となっています。

18歳以上では、「内部障害」が849人、「視覚障害」が238人、「聴覚・平衡機能障害」236人となっています。

■平成25年度 障がい別、児・者別所持者数の推移（3月31日現在）

（単位：人）

	18歳未満	18歳以上	合計
視覚障害	8	238	246
聴覚・平衡機能障害	19	236	255
音声・言語・そしゃく機能障害	1	53	54
肢体不自由	61	1,757	1,818
内部障害	15	849	864
合計	104	3,133	3,237

② 平成25年度 身体障害者手帳所持者の障がい別等級の現状

名取市における身体障害者手帳所持者の障がい別での等級別状況をみると、「視覚障害」では1級が81人、「聴覚・平衡機能障害」では6級が80人、「音声・言語・そしゃく機能障害」は3級が32人、「肢体不自由」では4級が452人、「内部障害」では1級が472人となっています。

■平成25年度 障がい別等級状況（3月31日現在）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	81	65	22	17	37	24	246
聴覚・平衡機能障害	4	71	33	61	6	80	255
音声・言語・そしゃく機能障害	0	17	32	5	0	0	54
肢体不自由	305	344	319	452	246	152	1,818
内部障害	472	4	181	207	0	0	864
合計	862	501	587	742	289	256	3,237

## ③ 療育手帳所持者の等級別・年齢別の推移

療育手帳所持者の等級別・年齢別の推移をみると、療育手帳所持者数は平成23年度以降両等級ともに緩やかな増加傾向となっています。

■年度別、児・者別療育手帳所持者の状況（3月31日現在）（単位：人）

		18歳未満	18歳以上	合計
平成23年度	療育手帳A	58	113	171
	療育手帳B	66	144	210
平成24年度	療育手帳A	62	118	180
	療育手帳B	71	156	227
平成25年度	療育手帳A	62	123	185
	療育手帳B	82	165	247

## ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者等の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別での各年度の推移をみると、1級はほぼ横ばいです。2級は増加傾向にあり、平成23年度の189人から平成25年度は12.1%増加して212人となっています。3級は、平成24年度の52人から30.7%増加して68人となっています。

■年度別精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者数の状況（3月31日現在）（単位：人）

	精神障害者保健福祉手帳所持者数			合計	自立支援医療 （精神通院） 受給者数
	1級	2級	3級		
平成23年度	80	189	52	321	710
平成24年度	75	194	52	321	736
平成25年度	78	212	68	358	809

### (3) 障害福祉サービス利用の推移

名取市における障害者福祉サービスの平成21年度から平成25年度までの推移をみると、介護給付によるサービス利用はほぼ横ばい状態にあります。

ただ、生活介護は10人から107人へと9.7倍の増加、施設入所支援は8人から57人へと6.1倍の増加、就労継続支援B型が51人から119人へと68人、130%の増加となっています。これは制度改正により、従来の入所施設サービスを利用していた人が、日中活動では生活介護及び就労移行支援、就労継続支援へ、夜間サービスでは施設入所支援に移行したことによるものです。

地域生活支援事業では、コミュニケーション支援事業が震災の影響で手話通訳者の需要があったことから平成23年度から平成24年度にかけて急増しましたが、翌年度には平成24年度の173人から42.2%減少しました。

地域活動支援センター事業は、平成21年度の479人から平成25年度の697人へと45.5%増加し、生活介護や就労継続支援B型とともに日中の居場所としての役割を果たしています。

#### ■介護給付

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	単位
居宅介護	125	142	136	137	130	支給決定者数(人)
重度訪問介護	10	11	10	11	8	支給決定者数(人)
行動援護	10	9	9	11	14	支給決定者数(人)
同行援護			3	2	2	支給決定者数(人)
短期入所	129	135	124	121	132	支給決定者数(人)
療養介護	1	2	2	8	8	支給決定者数(人)
生活介護	10	53	59	103	107	支給決定者数(人)
施設入所支援	8	17	23	56	57	支給決定者数(人)
共同生活介護 (ケアホーム)	21	29	30	33	35	支給決定者数(人)

※同行援護は、平成23年10月から新設されました。

## ■ 訓練等給付（旧施設サービス）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	単位
共同生活援助 （グループホーム）	7	7	9	14	11	支給決定者数（人）
自立訓練（生活訓練）	6	8	8	8	4	支給決定者数（人）
宿泊型自立訓練	1	1	2	2	1	支給決定者数（人）
就労移行支援	6	13	19	19	23	支給決定者数（人）
就労継続支援 A 型	2	3	4	8	13	支給決定者数（人）
就労継続支援 B 型	51	65	63	118	119	支給決定者数（人）
更生施設	62	55	20			支給決定者数（人）
授産施設	14	16	10			支給決定者数（人）
療護施設	8	6	7			支給決定者数（人）
通勤寮	1	1	1			支給決定者数（人）

※従来、障がい者の入所施設として更生施設、授産施設、療護施設及び通勤寮がありましたが、法改正により、夜間における支援を行なう施設入所支援と日中生活を支援する生活介護及び自立訓練、就労移行支援などを組み合わせて支援する制度に変わりました。

## ■ 児童通所

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	単位
児童デイサービス	36	53	91			支給決定者数（人）
児童発達支援				29	23	支給決定者数（人）
放課後等デイサービス				95	91	支給決定者数（人）

※従来、障がい児の福祉サービスには、児童福祉法に基づくサービスと障害者自立支援法に基づいた児童デイサービスがありました。平成 24 年度から、障害児向けの福祉サービスの一部が児童福祉法に基づいて実施されることとなり、名取市では障害児通所支援として児童発達支援、放課後等デイサービスを行っています。

■地域生活支援事業

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	単位
相談支援事業	2	2	2	2	3	委託事業者数 (事業者)
意思疎通支援事業 (コミュニケーション 支援事業)	31	47	163	173	100	延べ利用回数(回)
移動支援事業	129	133	145	171	179	延べ利用者数(人)
地域活動支援センター 事業	479	484	529	633	697	延べ利用者数(人)
訪問入浴サービス事業	83	86	90	101	108	延べ利用者数(人)
日中一時支援事業	269	307	188	96	131	延べ利用者数(人)

※コミュニケーション支援事業は障害者総合支援法になるにあたり、意思疎通支援事業と名称が変更されました。

## 第2節 平成32年度までの各種推計

### (1) 平成32年度までの人口推計

名取市における将来の総人口は、平成25年度の74,139人から平成32年度には79,232人へと5,093人、6.9%増加すると予測されます。

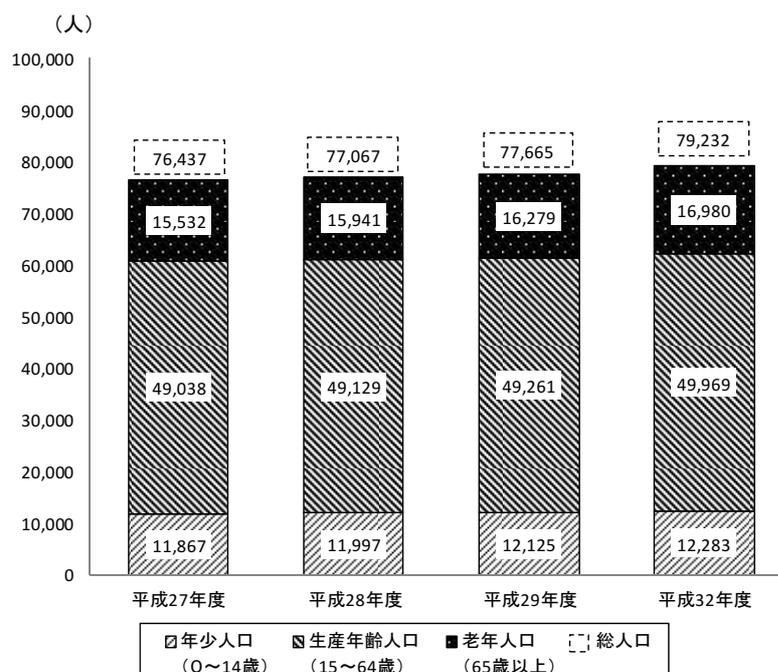
このなかで、65歳以上の高齢者人口は平成25年度の14,531人から平成32年度には16,980人に増加すると予測され、高齢化率も17.3%から21.4%へ上昇するものと考えられます。一方で、0～14歳の年少人口は横ばい又は減少し、15～64歳の生産年齢人口の占める割合は増加すると予測されます。

■ 平成32年度までの人口推計

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
年少人口（0～14歳）	11,867	11,997	12,125	12,283
生産年齢人口（15～64歳）	49,038	49,129	49,261	49,969
老年人口（65歳以上）	15,532	15,941	16,279	16,980
総人口	76,437	77,067	77,665	79,232

(基準日：9月30日)

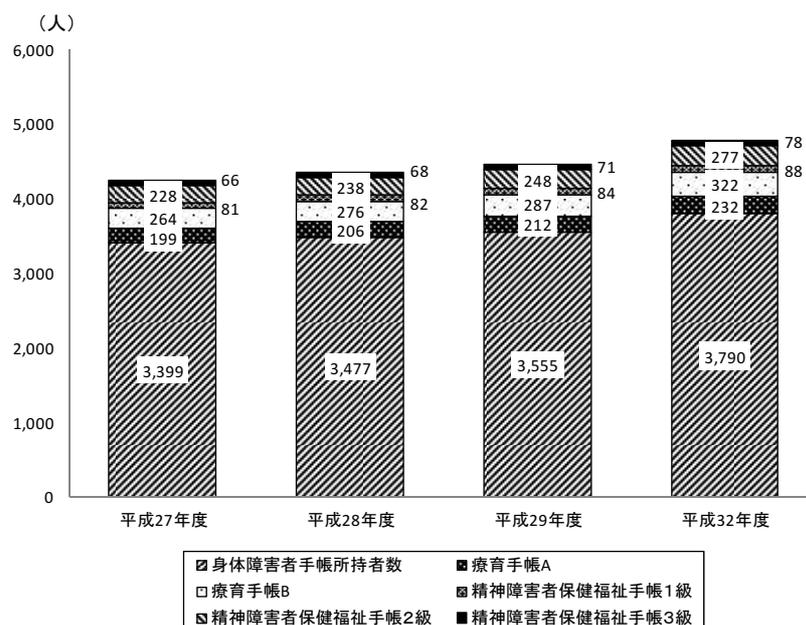


## (2) 障がい者の推計

名取市における平成32年度までの各障害者手帳所持者の推計をみると、いずれも増加傾向にあり、平成32年度には合計で4,788人になることが見込まれます。その内訳は、障害者手帳所持者数が3,790人、療育手帳所持者数が554人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が443人となっています。

■平成32年度までの各障害者手帳所持者の推計 (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
各障害者手帳所持者数合計	4,237	4,347	4,457	4,788
身体障害者手帳所持者数	3,399	3,477	3,555	3,790
対前年度比伸び率	2.4%	2.3%	2.3%	2.1%
療育手帳所持者数	463	481	500	554
対前年度比伸び率	4.1%	3.9%	3.8%	3.4%
療育手帳A	199	206	212	232
対前年度比伸び率	3.5%	3.4%	3.3%	3.0%
療育手帳B	264	276	287	322
対前年度比伸び率	4.5%	4.3%	4.2%	3.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	375	389	402	443
対前年度比伸び率	3.8%	3.6%	3.5%	3.2%
精神障害者保健福祉手帳1級	81	82	84	88
対前年度比伸び率	1.8%	1.7%	1.7%	1.5%
精神障害者保健福祉手帳2級	228	238	248	277
対前年度比伸び率	4.5%	4.3%	4.1%	3.7%
精神障害者保健福祉手帳3級	66	68	71	78
対前年度比伸び率	3.8%	3.6%	3.5%	3.2%



### 第3節 アンケート調査の概要

名取市障害者計画及び第4期名取市障害福祉計画の策定にあたって、身体障害者手帳所持者500名、療育手帳所持者200名、精神障害者保健福祉手帳所持者100名、一般住民の方1,000名を対象としたアンケート調査を行いました。調査方法は平成26年3月31日現在での各障害者手帳所持者及び市民の中から、無作為抽出方法で、郵送での配布・回収とし、調査は平成26年8月8日から8月25日までの期間で行いました。

#### 【各対象別の回収率】

対 象	配布数	回収数（回収率）
障がい者	800名	380名（47.5%）
一般住民	1,000名	337名（33.7%）
合 計	1,800名	717名（39.8%）

#### 〔調査結果の見方〕

- 回答結果の割合（％）は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中のnは集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

#### （1）障がいのある人の意識調査

##### ① 生活状況について

現在の住まいについては、「自分の家」が71.3%と最も多く、以下「借家・アパート」（13.2%）、「公営住宅（県営・市営）」（4.5%）、「障害者支援施設に入所」（1.3%）となっています。

今後希望する「生活の場」については、全体では「今のままでよい」が56.3%と最も多く、以下「共同生活ができる住居（グループホーム）を利用したい」（12.6%）、「家族と暮らしたい」（10.0%）、「ひとりで暮らしたい」（7.4%）となっています。

現在「自分の家」、「借家・アパート」、「公営住宅（県営・市営）」で暮らしてい

る方の半数以上が「今のままでよい」と考えており、施設以外の場所で生活したいと希望しています。

■現在の住まいと今後暮らしたいと思う「生活の場」について

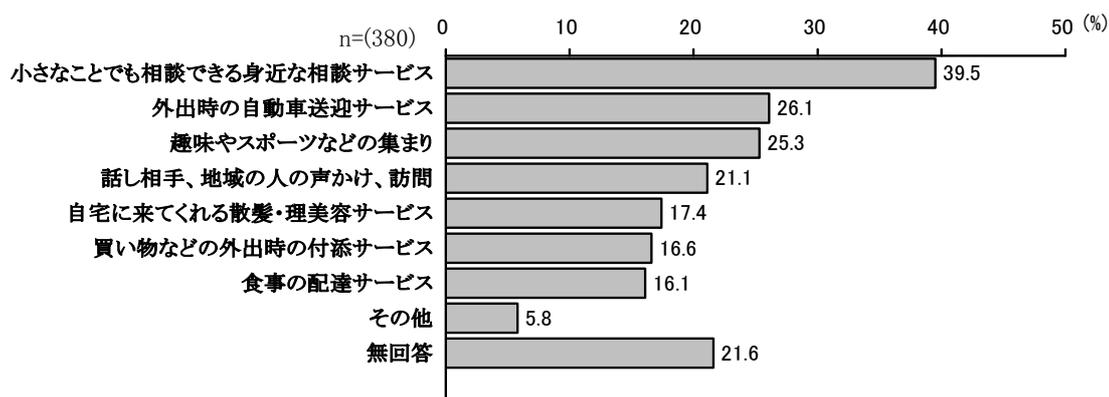
上段：件数 下段：%

	調査数	今のままでよい	ひとりで暮らしたい	家族と暮らしたい	施設・高齢者施設（障害者支援施設）に入所したい	施設（グループホーム）を利用したい	共同生活ができる住居（グループホーム）を利用したい	その他	無回答
全体	380	214	28	38	28	48	8	16	
	100.0	56.3	7.4	10.0	7.4	12.6	2.1	4.2	
自分の家	271	159	20	22	17	37	6	10	
	100.0	58.7	7.4	8.1	6.3	13.7	2.2	3.7	
借家・アパート	50	27	3	7	4	4	2	3	
	100.0	54.0	6.0	14.0	8.0	8.0	4.0	6.0	
公営住宅（県営・市営）	17	10	2	2	1	2	0	0	
	100.0	58.8	11.8	11.8	5.9	11.8	0.0	0.0	
障害者支援施設に入所	5	3	0	0	2	0	0	0	
	100.0	60.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者施設に入所	3	1	0	0	2	0	0	0	
	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	
病院に入院	3	1	0	1	0	0	0	1	
	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	
グループホーム・通勤寮	7	3	1	1	0	1	0	1	
	100.0	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	
会社等の寮	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	19	5	2	5	2	4	0	1	
	100.0	26.3	10.5	26.3	10.5	21.1	0.0	5.3	

② 各種福祉サービス以外で必要なサービスについて

各種福祉サービス以外で、特にどのような支援が必要かについては、「小さなことでも相談できる身近な相談サービス」が39.5%と最も多く、以下「外出時の自動車送迎サービス」（26.1%）、「趣味やスポーツなどの集まり」（25.3%）、「話し相手、地域の人への声かけ、訪問」（21.1%）となっています。

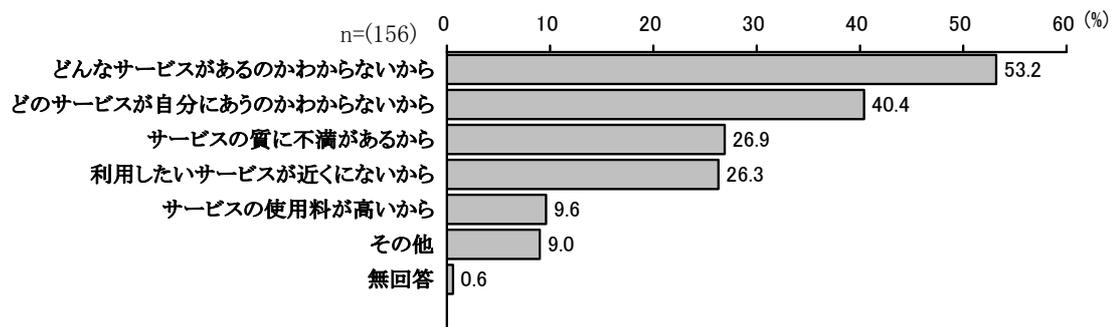
■各種福祉サービス以外で特に必要な支援



これまでサービス利用について不満や困った理由については、「どんなサービスがあるのかわからないから」が53.2%と最も多く、以下「どのサービスが自分にあうのかわからないから」(40.4%)、「サービスの質に不満があるから」(26.9%)、「利用したいサービスが近くにないから」(26.3%)となっています。

必要な人に必要なサービスを提供するため、ケアマネジメントの強化を図る必要があります。

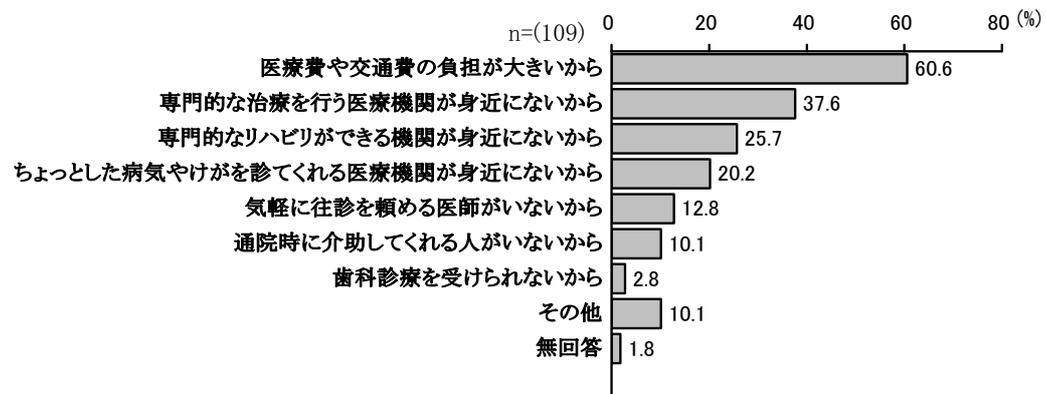
■ サービス利用の際の不満



③ 保健・医療

通院などで困っていることについては、「医療費や交通費の負担が大きいから」が60.6%と最も多く、以下「専門的な治療を行う医療機関が身近にないから」(37.6%)、「専門的なりハビリができる機関が身近にないから」(25.7%)、「ちょっとした病気やけがを診てくれる医療機関が身近にないから」(20.2%)となっています。

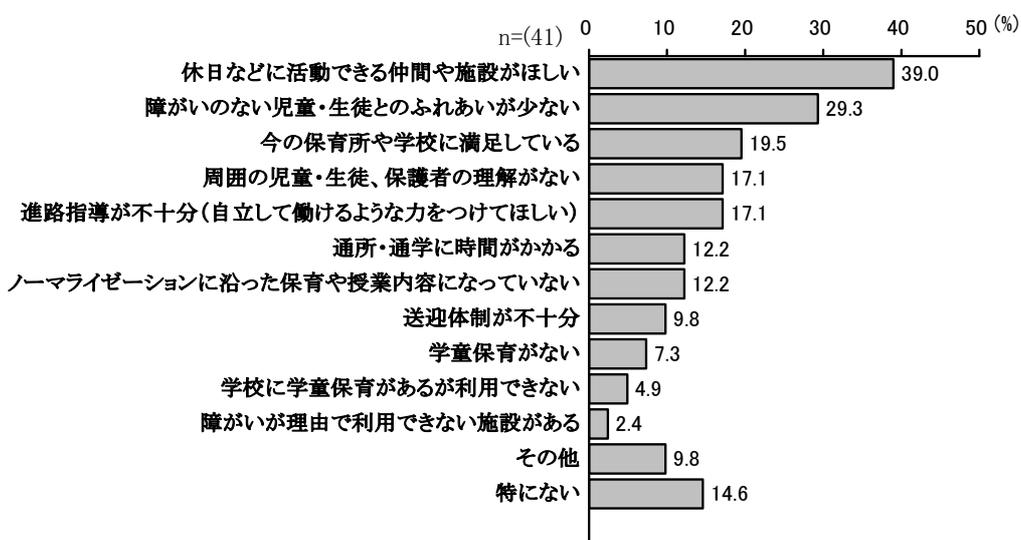
■ 通院などで困っている理由



④ 保育・教育について

通所・通学していて感じることにについては、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が39.0%と最も多く、以下「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」(29.3%)、「今の保育所や学校に満足している」(19.5%)、「周囲の児童・生徒、保護者の理解がない」「進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけてほしい) (ともに 17.1%) となっています。

■ 通所・通学していて感じること



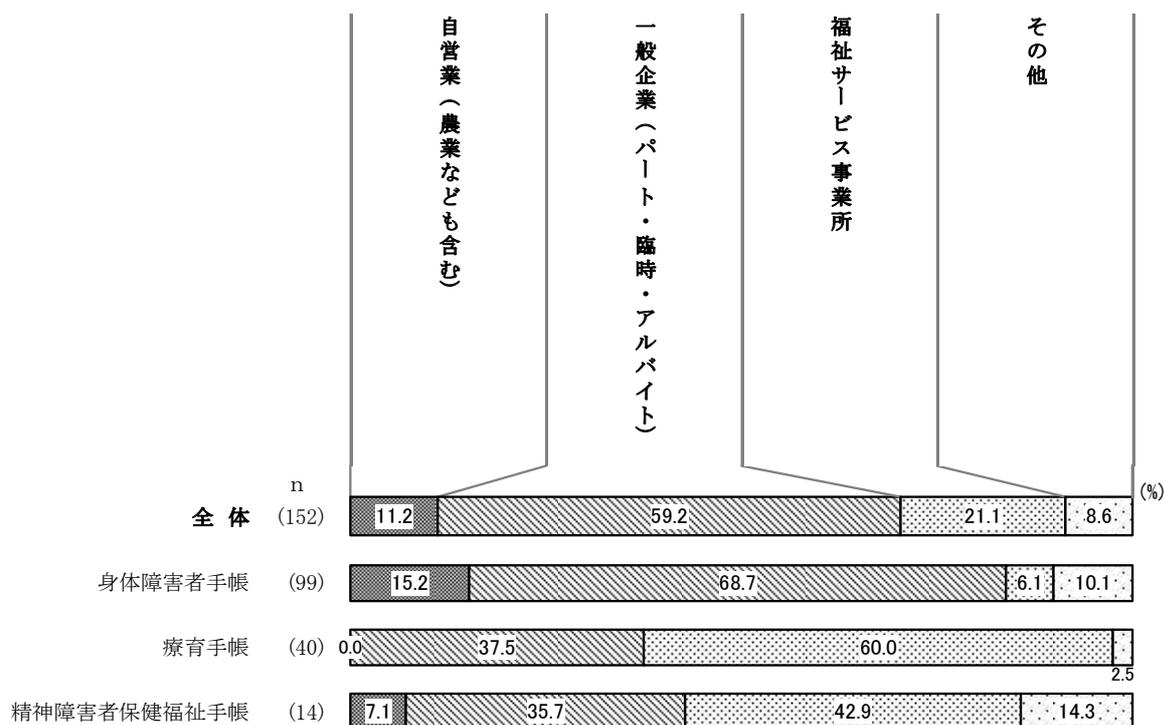
⑤ 雇用・就労について

働いている方の就労形態については、「一般企業（パート・臨時・アルバイト）」が59.2%と最も多く、以下「福祉サービス事業所」（21.1%）、「自営業（農業なども含む）」（11.2%）となっています。

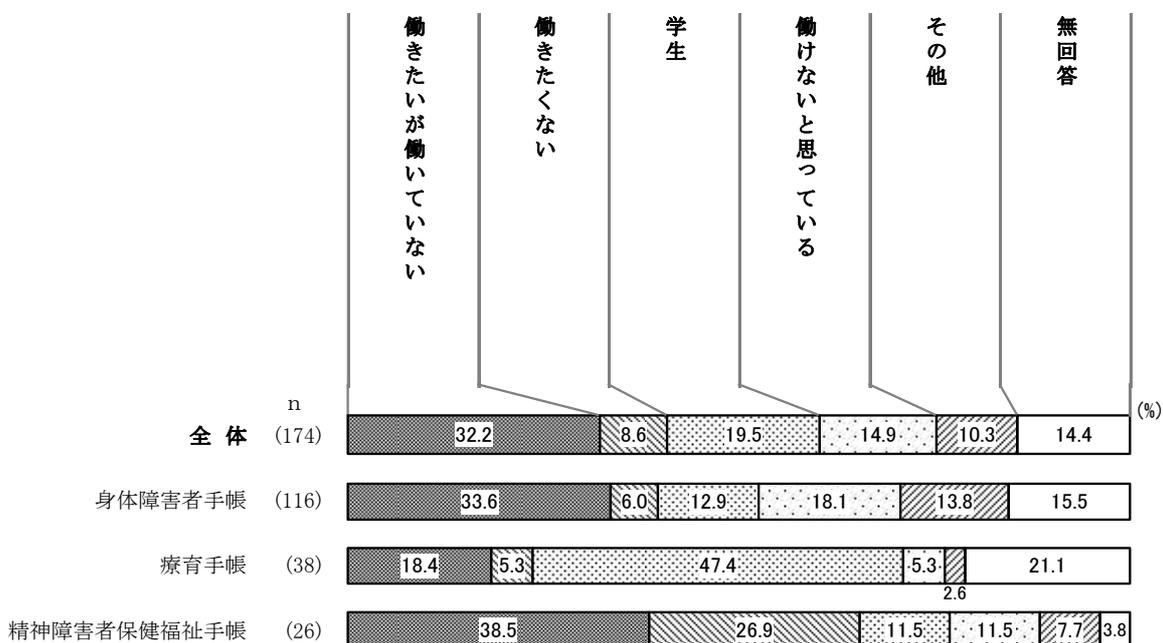
現在働いていない理由については、「働きたいが働いていない」が32.2%と最も多く、以下「学生」（19.5%）、「働けないと思っている」（14.9%）、「働きたくない」（8.6%）となっています。

障がいのある人が就労するために必要な配慮や支援については、いずれも上位に「職場内で障がいに対する理解があること」、「職場内で障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること」があげられています。「障がい者向けの求人情報の提供があること」、「雇用先が増えること」の割合は約2割あり、企業の積極的な雇用を必要としています。

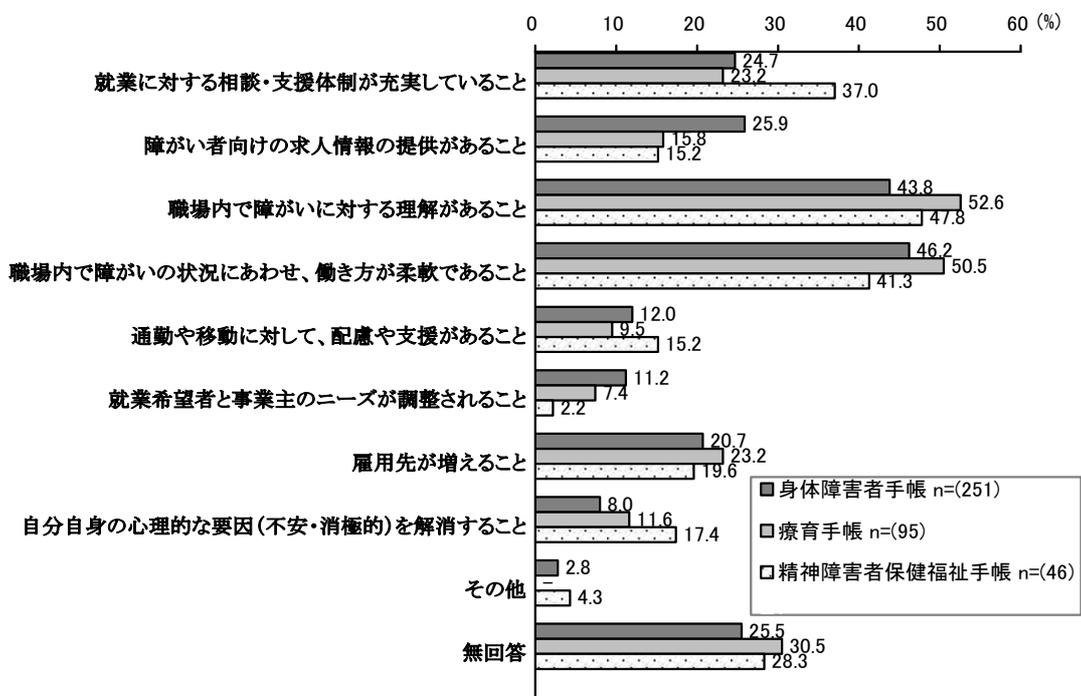
■就労形態



■働いていない理由



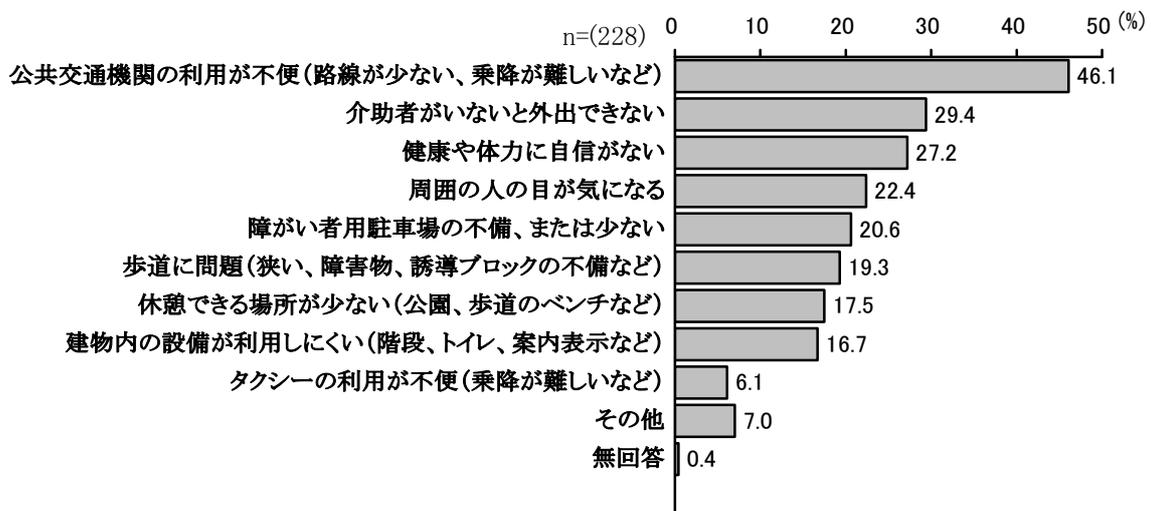
■障がいのある人が就労するために必要な配慮や支援



## ⑥ 外出・移動について

外出する際、不便を感じたり困ることについては、「公共交通機関の利用が不便（路線が少ない、乗降が難しいなど）」が46.1%と最も多く、以下「介助者がいないと外出できない」（29.4%）、「健康や体力に自信がない」（27.2%）、「周囲の人の目が気になる」（22.4%）、「障がい者専用の駐車場の不備、または少ない」（20.6%）となっています。

## ■障がいのある人の外出困難要因

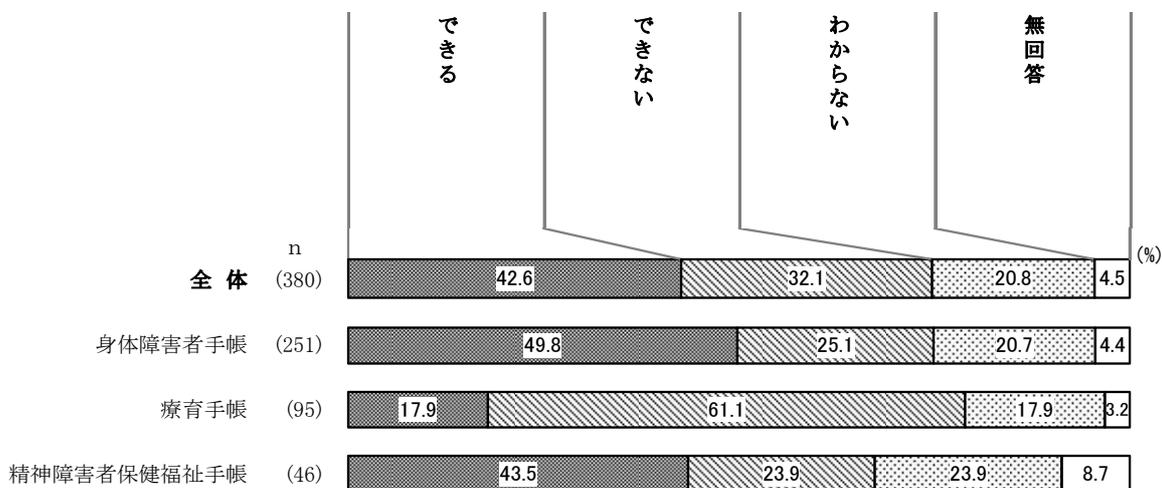


## ⑦ 防災について

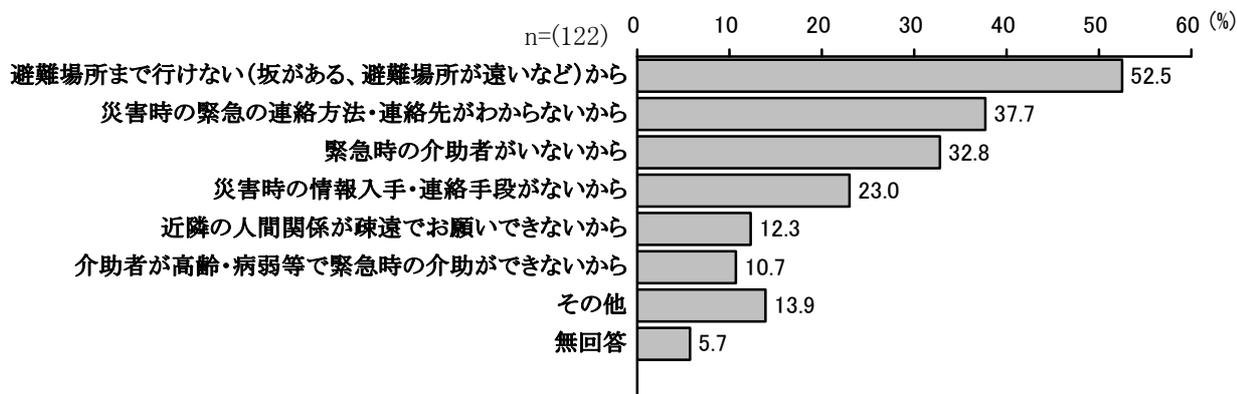
災害発生時に一人で避難することができるかについては、「できる」が42.6%、「できない」32.1%となっています。療育手帳所持者では、「できない」が61.1%を占めています。

避難する際に困ることは、「避難場所までいけない（坂がある、避難場所が遠いなど）から」が52.5%と最も多く、以下「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからないから」（37.7%）、「緊急時の介助者がいないから」（32.8%）、「災害時の情報入手・連絡手段がないから」（23.0%）となっています。

■障がい者の一人での避難



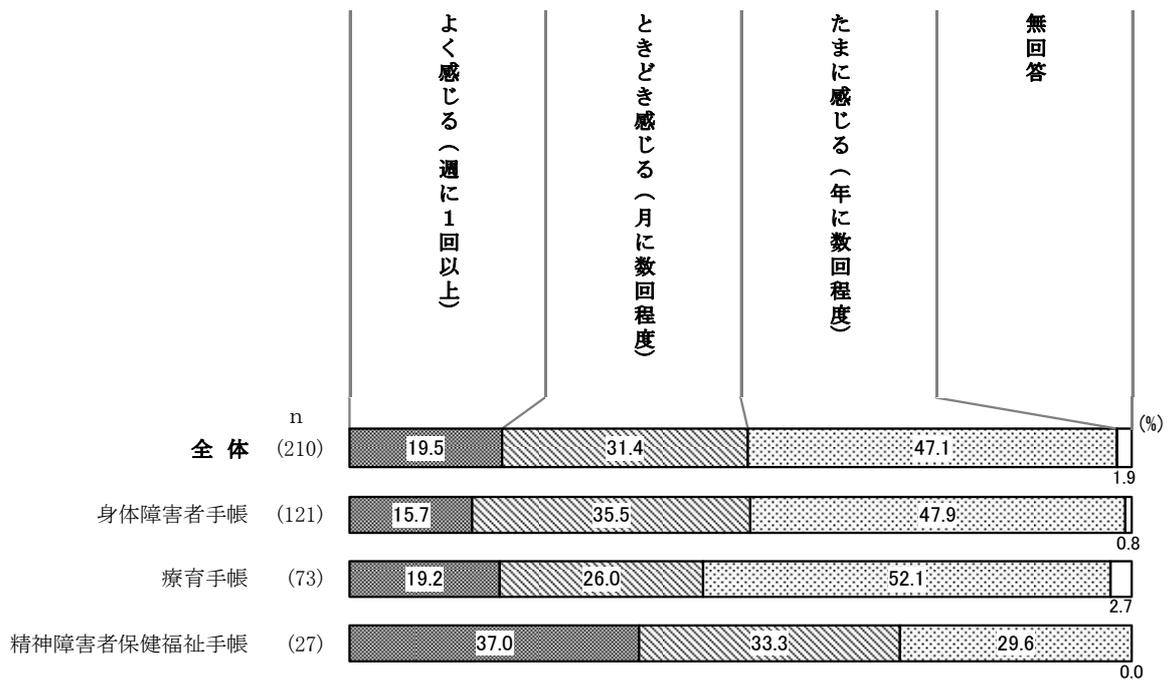
■一人での避難が困難な理由



⑧ 差別や偏見について

日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じる頻度については、「たまに感じる（年に数回程度）」が47.1%と最も多く、以下「ときどき感じる（月に数回程度）」（31.4%）、「よく感じる（週に1回以上）」（19.5%）となっています。

■差別や偏見等を感じる頻度



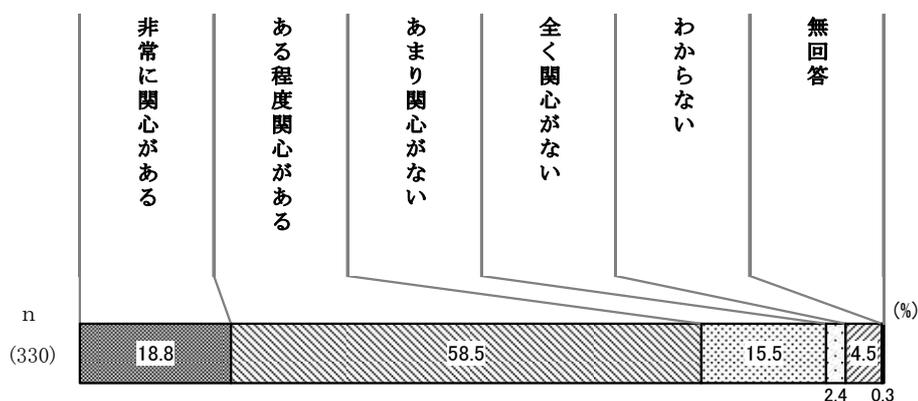
## (2) 一般住民の意識調査

### ① 障害者福祉への関心及び地域で見かける障がいのある人について

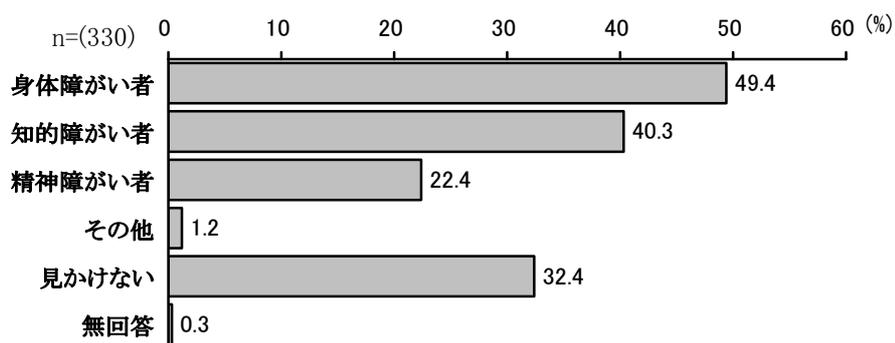
障がいのある人や難病者に対する福祉への関心については、「ある程度関心がある」が58.5%と最も多くなっており、「ある程度関心がある」と「非常に関心がある」を合わせると、「関心がある」は76.3%となっています。

地域で見かける障がいのある人については、「身体障がい者」が49.4%、「知的障がい者」が40.3%、「精神障がい者」が22.4%となっています。一方、「見かけない」は32.4%です。

■障がいのある人や難病者に対する福祉への関心の有無



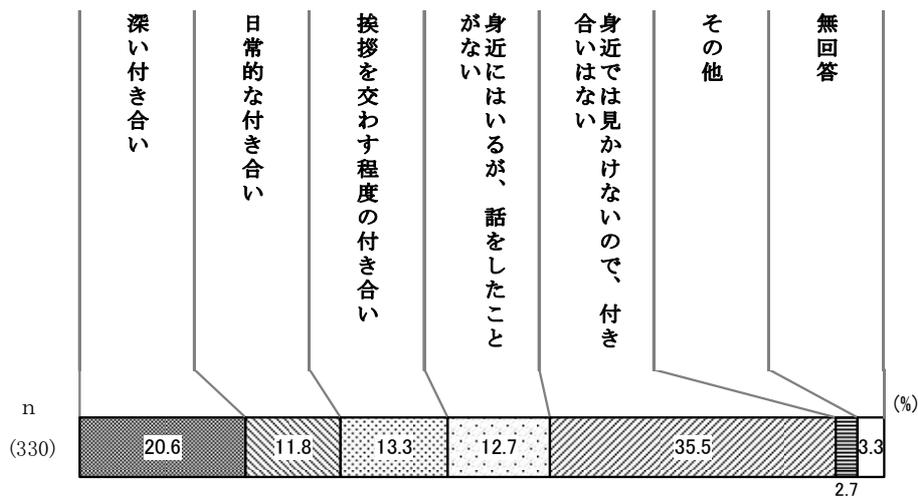
■地域で見かける障がいのある人



② 障がいのある人との交流について

障がいのある人との交流については、「身近では見かけないので、付き合いはない」が35.5%と最も多く、以下「深い付き合い」(20.6%)、「挨拶を交わす程度の付き合い」(13.3%)、「身近にはいるが、話をしたことがない」(12.7%)などとなっています。

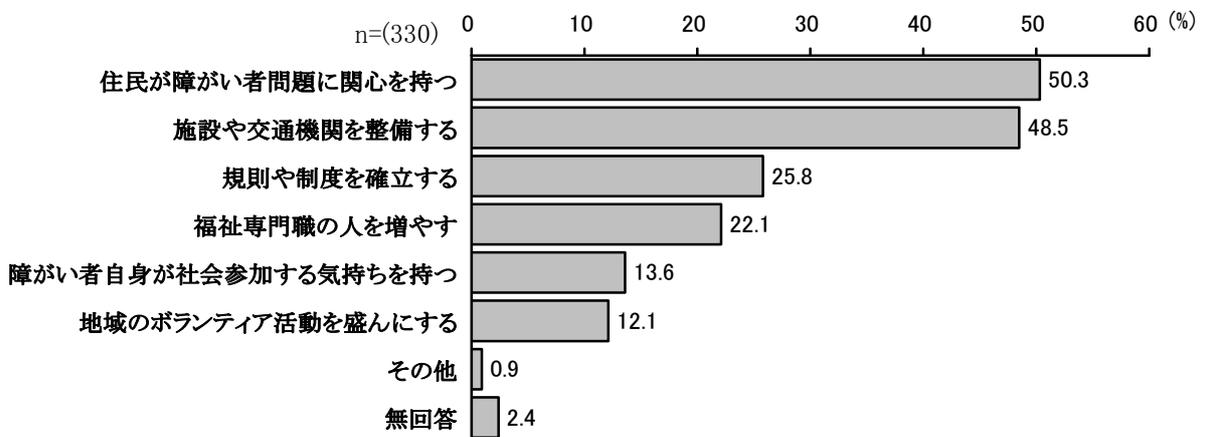
■障がい者との交流状況



③ 障がいのある人の社会参加で大切なことについて

障がいのある人の社会参加で大切だと思われることについては、「住民が障がい者問題に関心を持つ」が50.3%と最も多く、次いで「施設や交通機関を整備する」(48.5%)、「規則や制度を確立する」(25.8%)、「福祉専門職の人を増やす」(22.1%)となっています。

■障がい者の社会参加のために必要なこと

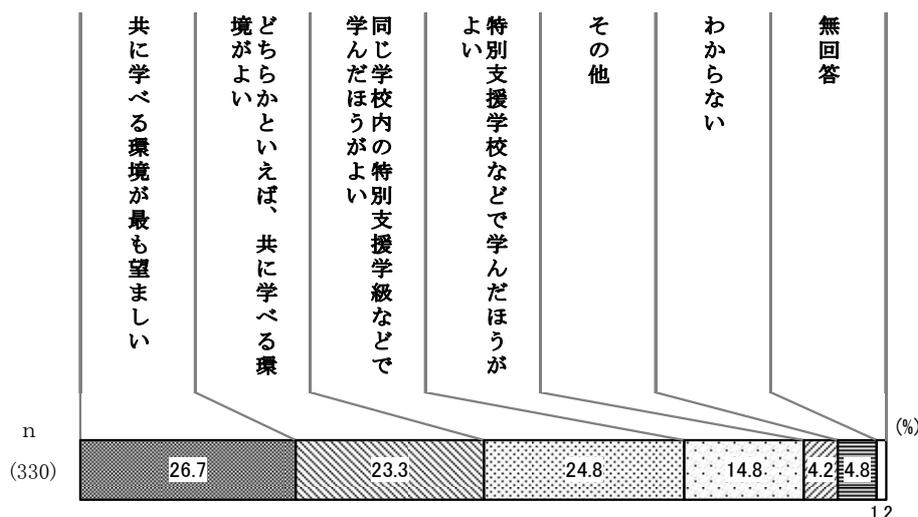


④ 障がいのある子どもが共に地域の学校で学ぶことについて

障がいのある子どもが学校で共に学ぶことについては、「共に学べる環境が最も望ましい」が26.7%と最も多くなっています。

「共に学べる環境が最も望ましい」、「どちらかといえば、共に学べる環境がよい」を合わせると、「共に学べる環境がよい」は50.0%と半数を占めています。

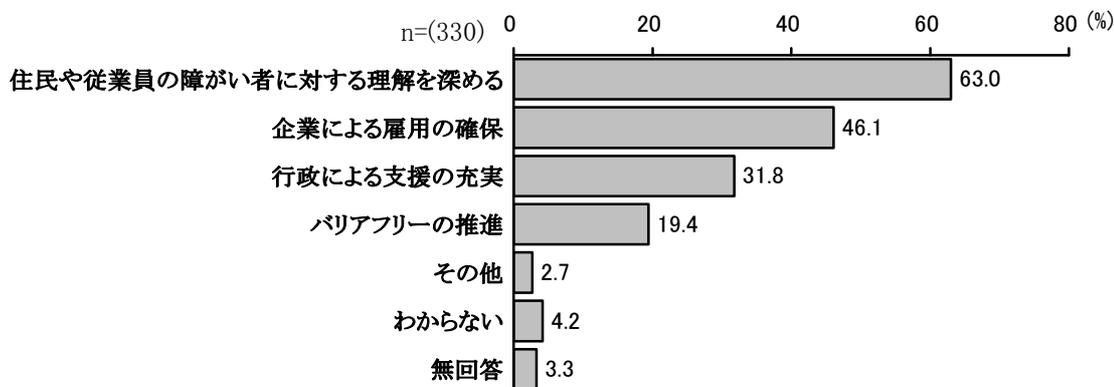
■障がいのある子どもが共に学ぶこと



⑤ 障がいのある人が働くために大切なことについて

障がいのある人が働くために大切なことについては、「住民や従業員の障がい者に対する理解を深める」が63.0%と最も多く、以下「企業による雇用の確保」(46.1%)、「行政による支援の充実」(31.8%)、「バリアフリーの推進」(19.4%)となっています。

■障がい者が働くために大切なこと

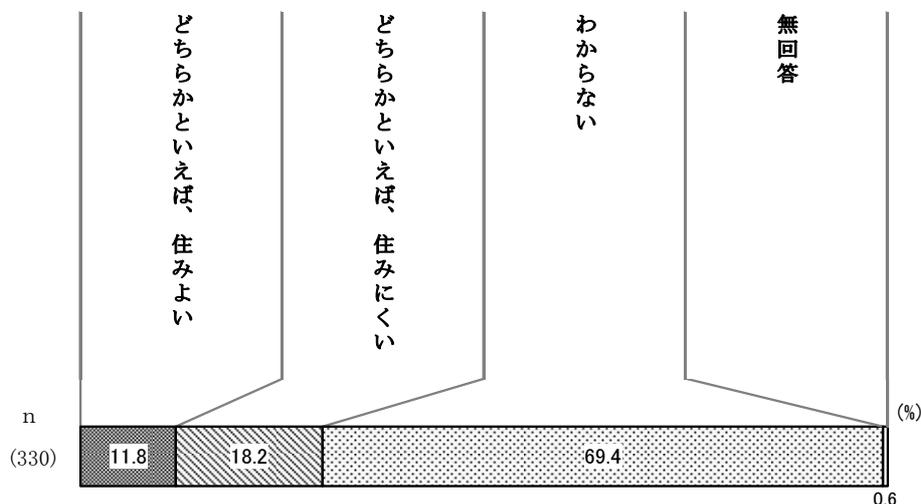


⑥ 住んでいる地域が、障がいのある人にとって住みよいと思うかについて

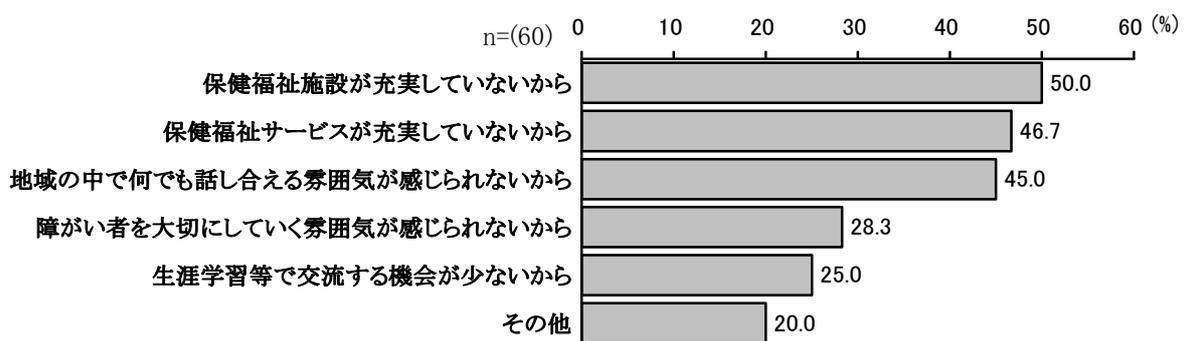
障がいのある人にとって住みよい地域と思うかについては、「わからない」が69.4%と最も多く、以下「どちらかといえば、住みにくい」(18.2%)、「どちらかといえば、住みよい」(11.8%)となっています。

住みよくないと思う理由については、「保健福祉施設が充実していないから」が50.0%と最も多く、次いで「保健福祉サービスが充実していないから」(46.7%)、「地域の中で何でも話し合える雰囲気を感じられないから」(45.0%)、「障がい者を大切にしていける雰囲気を感じられないから」(28.3%)となっています。

■障がいのある人にとって住みよい地域と思うか



■住みよくないと思う理由



---

## 第3章 計画の基本理念等

---

### 第1節 基本理念

---

【基本理念】

「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり」  
～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある人もない人も、誰もがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域社会がもためられています。

障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに支えあいながら、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、名取市は「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」を基本理念とします。

## 第2節 計画の基本的視点

---

この計画では、基本理念を実現するため、「基本的視点」を次に掲げる項目に整理し、個々の基本的施策の方向付けを行います。

### 視点1 「理解と交流の促進」

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための施策を推進するとともに、ボランティア活動推進のための条件整備に努めます。

### 視点2 「社会参加の促進」

障がいのある人の社会参加を促進するために、地域活動の推進など各種の施策を行います。

### 視点3 「保健・医療の充実」

障がいの早期発見・早期療育や精神保健施策の推進、医療・機能回復訓練などの保健・医療の充実に努めます。

### 視点4 「療育・教育の充実」

療育・教育の充実を図るために、各種の施策を行います。

### 視点5 「雇用・就労支援の充実」

雇用の支援を図るとともに、就労に向けた支援に努めます。

### 視点6 「福祉サービスの充実」

障がいのある人が安定した生活を営むことができるように、各種福祉サービスの充実に努めます。

### **視点7「人にやさしいまちづくりの推進」**

地域社会の中にある様々な障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

### **視点8「安全・安心の確保」**

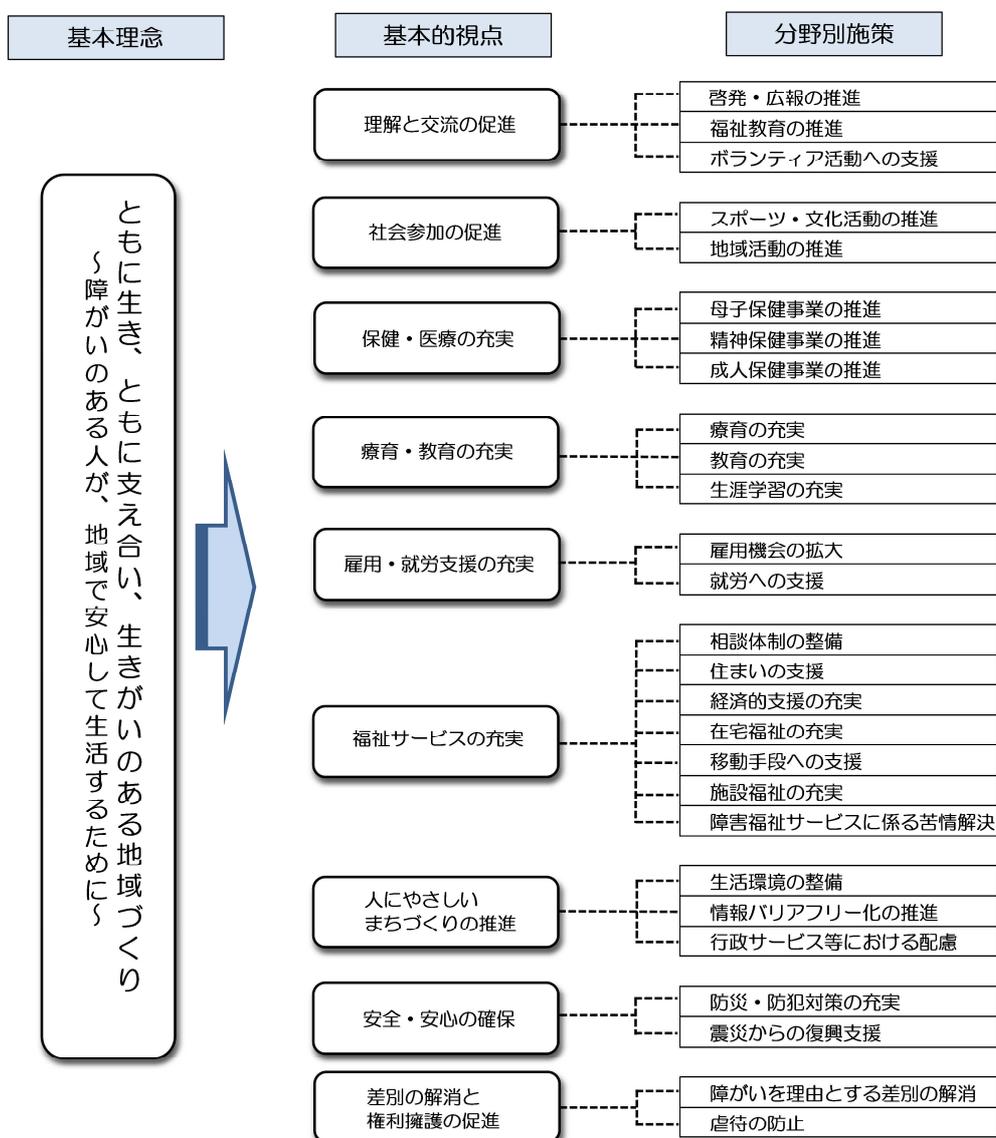
日常生活はもちろん、災害時でも安心して暮らすことができるように、各種安全対策の充実に努めます。

### **視点9「差別の解消と権利擁護の促進」**

障がいを理由とした差別をなくすことができるように、障がいのある人の権利を守る体制づくりに努めます。

### 第3節 計画の施策体系

名取市では障害福祉施策の基本理念に「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり ～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」を掲げています。この基本理念のもと、9つの基本的視点を定め、この計画の総合的かつ計画的な推進により基本理念の実現を目指します。



## 第4章 分野別施策

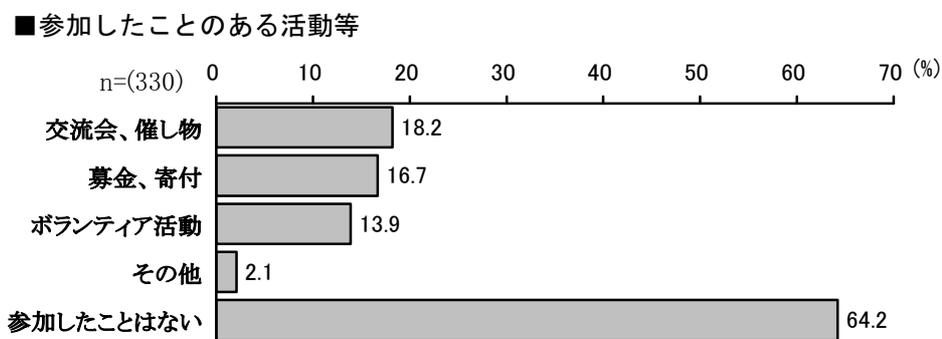
### 第1節 理解と交流の促進

#### 現状と課題

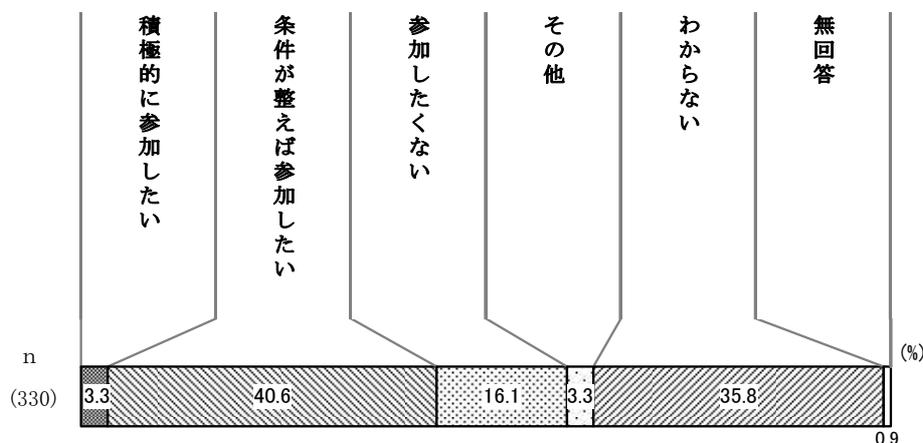
障がいのある人との地域とのかかわりについては、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がいのある人もない人も等しく地域社会を構成する一員として、それぞれが持つ「心のバリア」を取り除き、お互いに理解し合うことがなにより重要です。

一般住民へのアンケート調査では、相互理解を促進する上で大きな役割を持つ、ボランティア活動への参加経験について、「参加したことはない」が64.2%と最も多くなっています。ボランティア活動への参加希望については、「条件が整えば参加したい」が40.6%、「わからない」が35.8%となっており、今後の地域住民のボランティア参加が望まれます。

幼い頃から、学校や地域などでの交流機会の増加を推進し、障がいや障がいのある人とない人との相互理解を一層深めていくことが必要です。



## ■福祉ボランティア活動に参加したいか



### 施策の方向

#### (1) 啓発・広報の推進

名取市は障がいのある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指します。

障がいについての正しい理解と、障がいのある人についての理解の普及・啓発活動を推進するとともに、広報等の情報媒体を活用し、幅広い啓発に努めます。

##### ① 普及・啓発の推進

障害者週間（12月3日～12月9日）や各種イベント等を通じて、障がいについて正しい理解を深めるよう努めます。

##### ② 広報等の情報媒体を活用した啓発活動

「広報なとり」や市のホームページ、エフエムなとり（なとらじ801）等を活用し、広く地域社会に対して障がいに関する情報の掲載と啓発・広報を行います。

#### (2) 福祉教育の推進

子どもから大人まで、それぞれのライフステージにおいて障がいや障がいのある人への理解を深める教育を推進します。また、地域や職場においても、障がいのある人と交流し幅広く学ぶ機会が得られるよう支援していきます。

##### ① 集団保育による障がい者理解の促進

保育所等での障がい児の受け入れ体制の充実を図り、幼児期から障がい児との交流の場を拡充し、一緒に過ごす時間を設けるよう障がい児保育等の充実に

努めます。

② 学校教育における福祉教育の推進

学校教育において、福祉教育や交流活動を通じて、幼少期、学齢期から障がい理解し、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指します。

③ 生涯学習による障がい者理解の促進

生涯学習の場において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の各種行事やイベント等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努めます。

### (3) ボランティア活動への支援

障がいや障がいのある人について、正しい理解を深めるために、また、障がいのある人が地域活動へ参加するための支援として、ボランティア活動の支援に努めます。

① ボランティアの育成

学校教育、生涯学習の場で様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア参加の意識啓発に努めるとともに、市民を対象とした障がいに対する各種研修会等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

② ボランティア団体との連携

ボランティア育成事業を行っている市社会福祉協議会などを通じて、ボランティア活動が効果的に行われるようニーズ把握や情報交換に努め、ボランティア団体との連携を図ります。

## 第2節 社会参加の促進

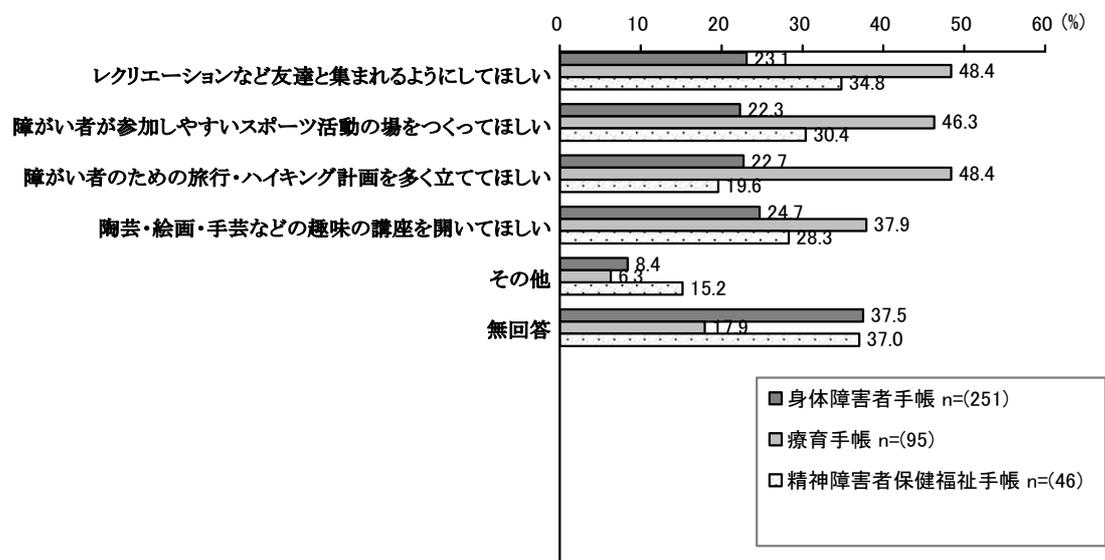
### 現状と課題

生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいのある人が趣味やスポーツ・文化活動等、興味・関心を持つものに主体的に関わっていくことは重要です。障がいのある人が地域活動やスポーツ・文化活動に進んで参加できる環境づくりの実現が求められています。

障がいのある人へのアンケート調査によると、障がいのある人に対して行ってほしい活動は、「レクリエーションなど友達と集まれるようにしてほしい」、「障がい者のための旅行・ハイキング計画を多く立ててほしい」、「障がい者が参加しやすいスポーツ活動の場をつくってほしい」がいずれも多く、外に出て様々な活動をしたいという希望があります。

今後、社会参加を促進していく上で、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・文化活動及び社会活動の場の拡充を図ることが大切です。

#### ■ 地域におけるレクリエーション・文化活動・スポーツ活動に対する希望



## 施策の方向

### (1) スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加を促進するために、スポーツ・レクリエーションの活動機会の拡充、施設のバリアフリー化を図るなど、障がいのある人の生きがいのある生活実現のための取り組みを推進します。

#### ① スポーツ・レクリエーション活動支援

各種団体等との連携を図り、障がいの種類及び程度に配慮しつつ、だれもが楽しめるようなスポーツ・レクリエーション機会の拡充、施設の整備、場の提供に努めます。

#### ② 文化活動支援

障がいのある人が生きがいのある生活を送り、豊かな人間関係を形成できるよう、ライフスタイルの多様化等を考慮した文化活動及び活動発表の機会確保に努めます。

### (2) 地域活動の推進

障がいのある人の地域活動への参加を促進するためには、地域社会の環境づくりが重要です。障がいのある人への正しい理解の啓発を促進するとともに、障害者団体等との協力体制の充実を図るなど、地域活動の推進に努めます。

#### ① 地域行事への障がいのある人の参加促進

地域の行事やイベント活動へ障がいのある人の、より一層の参加を促すため、広報やホームページでの情報発信のほか、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

#### ② 障がいのある人についての理解の拡大

地域住民と障害者団体、障害者相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等との交流により、障がいのある人についての理解促進を図り、地域ぐるみで障がいのある人を支援していくための意識啓発に努めます。

#### ③ 障害者団体等との協力体制の充実

障がいのある人が地域活動へ参加するにあたっての課題解決のため、障害者団体等との連携を図り、意見交換の場の確保に努めます。

## 第3節 保健・医療の充実

### 現状と課題

現代は少子化・核家族化の進行や地域関係の希薄化などで、子どもを取り巻く環境は大きく様変わりしています。そのような中、安心して出産し自信を持って育児ができる環境が求められています。

特に、乳幼児期の健康は生涯に大きな影響を与えることから、子どもの健全な発達を支えるための環境整備が必要です。

子どもの疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育は、その後の疾病・障がいの軽減に大きく影響します。相談体制・療育体制を充実することが重要です。

また、現代社会はストレスが多く、精神的な落ち込みを感じたり、うつ病になる人が増えています。さらには、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などに代表される生活習慣病の増加、高齢化に伴う寝たきりや認知症の増加によって、医療や介護が大きな社会問題になってきています。

心や身体への健康に対する知識や関心を高め、住民一人ひとりが自ら健康の保持・増進を図り、心身ともに健康で明るい生活を送ることができるような支援が必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 母子保健事業の推進

##### ① 妊産婦支援

母子健康手帳の交付時に個別指導等を行い、妊娠・出産に関する相談・指導を継続して実施します。

##### ② 健康診査等の充実

乳幼児の健康検査、歯科健康診査を実施し、疾病の予防を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、健全な発育・発達を促すよう相談・支援体制の充実に努めます。

##### ③ 障がい児支援

乳幼児発達支援事業を充実させ、発達遅滞等の障がいを持った乳幼児に対する相談・指導の充実に努め、早期療育につなげていきます。

## (2) 精神保健事業の推進

### ① 精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神障がい及び精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るため、広報や市民向け公開講座等の機会をとらえ、精神障がいを抱えている人の事情や支援の取り組み、地域住民の支援の大切さなどを伝えていきます。

### ② 心の健康に関する相談支援体制の充実

こころの相談等で精神疾患を早期に発見し、適切な医療を継続して病状の安定を図り、生活の拡大を図ることができるよう支援します。また、子育て世代や働き盛りのうつ病、思春期の心の問題を抱える親子への支援を行います。

### ③ 地域移行・社会参加の支援の促進

現在自宅で療養中の人や退院後間もない人の地域移行、社会参加を支援するため、保健所、医療機関、相談支援事業所等と連携し、安心して地域で生活できるよう長期的な視点から、地域移行・社会参加の支援を促進します。

## (3) 成人保健事業の推進

### ① 健康づくりの推進

障がいのある人の肥満や生活習慣病を予防・改善するため、関係機関と連携を図りながら、健康に関する正しい知識の普及や個別の助言・指導を行い、健康寿命の延伸に努めます。

### ② 機能訓練の充実

介護保険対象外の障がいのある人に対し、心身の機能低下を防止し、生活能力を高めるため、福祉・保健・医療連携のもとに、機能訓練の充実に努めます。

## 第4節 療育・教育の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもが健やかで安心した生活をおくるためには、早期発見による障がいの治療・療育及び保護者に対する精神的な支援体制の拡充が重要です。

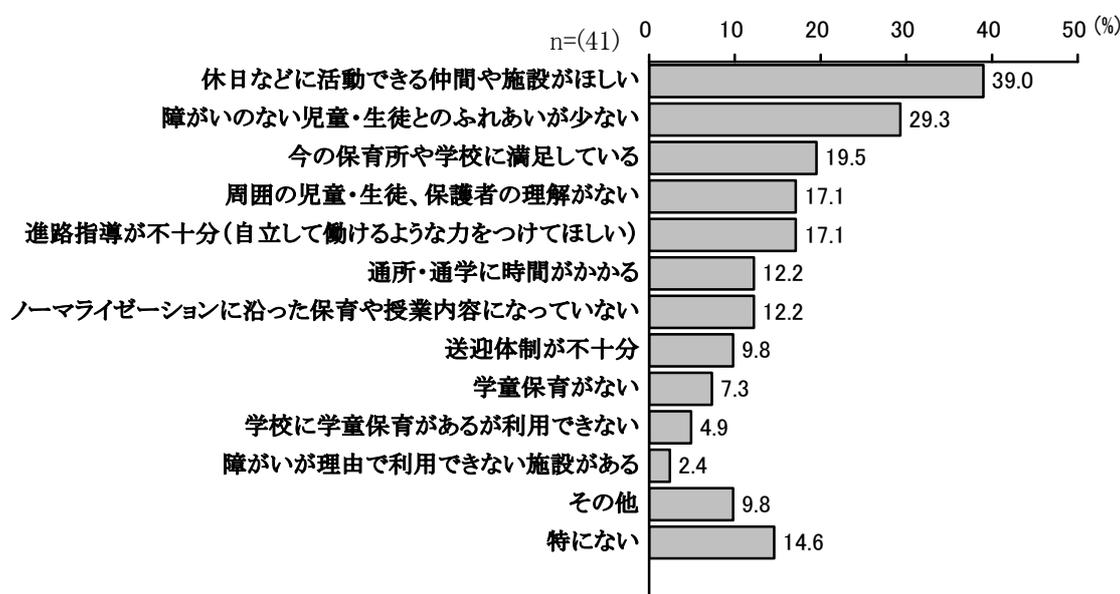
また同時に、障がいのない人が療育や教育現場において、障がいのある子どもを理解し身近に感じ、自然と支えていくような環境が必要です。

障がいのある人へのアンケート調査によると、障がいのある子どもが通所・通学して感じることについては、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が39.0%と最も多く、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」が29.3%となっています。

同年代の子どもが日常的にふれあい、共に学び、一緒に遊べる環境づくりが求められています。

特別支援教育の対象となる学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達障害を持つ児童・生徒については、各学校が関係機関と連携を図り、障がいのある子どもを専門的な見地から支援していくことが必要です。

#### ■通所・通学して感じること



## 施策の方向

### (1) 療育の充実

#### ① 乳幼児への療育の充実

心身の発達に遅れがあると思われる乳幼児の保護者に対し、健康診査等を通して、助言及び相談を行い、療育を進めていく上で生じる不安の解消を図ります。

#### ② 母子通園事業の充実

保健センターや関係機関との連携により、心身の発達に遅れがあると思われる乳幼児に対して、保護者の理解及び親子の関わり方の技術指導を行い、乳幼児の発達を促すとともに、終了後の保育所・幼稚園等の利用について相談・助言を行い、就学前の継続的な支援に努めます。

#### ③ 保育所・幼稚園との連携の強化

##### ア 障害児保育・障害児教育の理解の促進

障がい児の受け入れ機関のひとつである保育所・幼稚園に対し、障がい児や障がい児を持つ保護者への対応、また、障がいのない児童やその保護者の理解促進などについて働きかけていきます。

##### イ 関係各機関の連携による相談・支援体制の充実

保育所・幼稚園に対し、関係機関からの療育上の技術支援、保健・福祉・医療等に関する情報提供、関係機関の連携強化を行い、また、にじいろブック（※）等を活用し、継続した支援を行う体制を整えます。

※にじいろブックは、乳幼児期から学校卒業後にわたり、保護者を含め各種関係機関が連携し、基本的な情報の受け渡しと共有を図り、障がい等のあるお子さんに対し適切な支援を行うために作成しているものです。

## (2) 教育の充実

### ① 就学前相談体制の充実

就学指導にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学ができるよう、就学指導委員会を活用し、調査・審議により、助言・指導を行います。

### ② 就学後の支援体制の充実

教育、福祉、保健、医療、労働等関係機関が相互にネットワークを形成し、障がい児の成長やニーズに合わせて、将来を見据えた継続的な支援体制の充実に努めます。

### ③ 共に学ぶ環境づくりの推進

障がいのある、なしに関わらず、同じ学校で共に学び交流する環境づくりを推進するため、特別支援教育のさらなる拡充に努めます。

また、知的障がいや精神障がい等の障害特性を理解していただくためのパンフレットを作成し、小・中学校等に配布及び市のホームページに掲載します。

## (3) 生涯学習の充実

障がいのある人もない人も生涯にわたって学習できる講座や研修機会の充実に努めます。

## 第5節 雇用・就労支援の充実

### 現状と課題

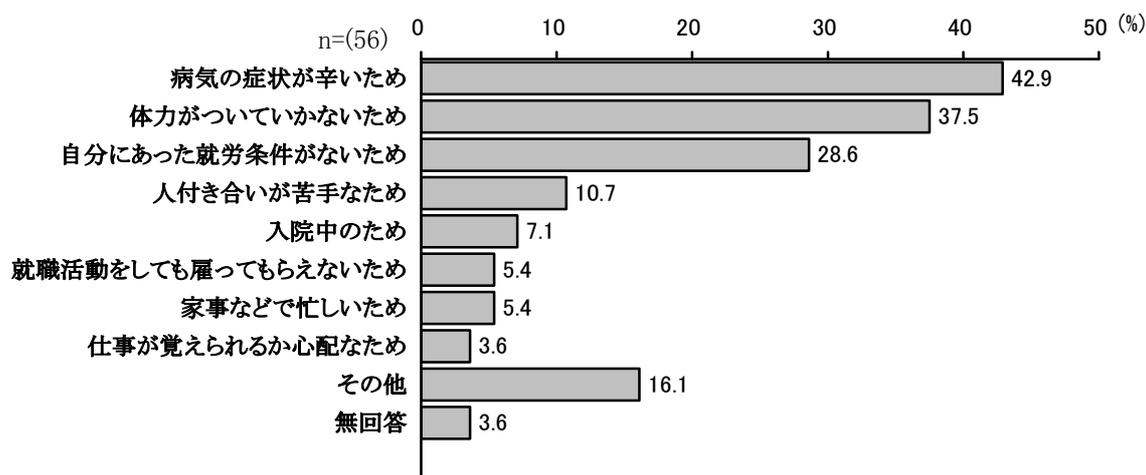
仕事を持つということには、社会的・経済的に自立するために重要な意義があります。

働く意欲があるにもかかわらず就労することが困難な障がいのある人のため、その能力を十分発揮できるよう就労希望者に対する相談、支援が必要です。また、一般就労が困難な障がいのある人に就労支援を継続的に行うことも必要です。

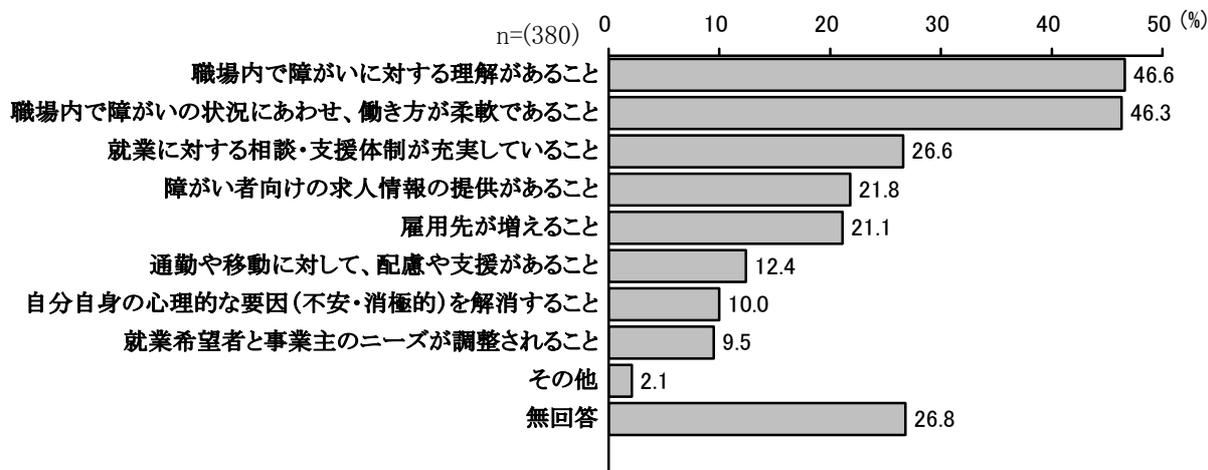
障がいのある人へのアンケート調査によると、現在働きたいが働いていない人は32.2%となっており、その理由としては、「病気の症状が辛いため」、「体力がついていけないため」、「自分にあった就労条件がないため」が主なものとなっています。障がいのある人が就労するために必要な配慮や支援については、「職場内で障がいに対する理解があること」、「職場内で障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること」が4割を超えており、次いで「就業に対する相談・支援体制が充実していること」が26.6%となっています。

障がいのある人が働くために、雇用側の障がいや障がいのある人への理解、就業前後の相談支援体制が望まれています。

■働きたいが働いていない理由



### ■障がいのある方が就労するために必要な配慮や支援



## 施策の方向

### (1) 雇用機会の拡大

#### ① 事業主への啓発

平成25年4月に障害者雇用促進法で義務づけている障がい者の法定雇用率が引き上げられるなど、障がい者の就労を取り巻く環境は着実に進んでいます。今後とも関係機関と連携し、市内の事業主に対して、障害者雇用率制度や各種雇用支援制度の周知に努めます。

#### ② 障害者就労施設等からの物品等の購入の促進

平成25年4月1日に施行された障害者優先調達推進法に基づき策定した、「名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」により、市が行う物品等の購入にあたり、就労施設等が供給できる物品等について可能な限り購入するよう努めます。

### (2) 就労への支援

#### ① 就労相談の充実

障がいのある人が就労を通して給与所得や賃金等により経済的自立の一助となるよう、ハローワーク仙台や障害者相談支援事業所等と連携を取りながら、就労相談の充実に努めます。

また、知的障がいや精神障がい等の障害特性を理解していただくためのパン

フレットを作成し、関係機関に配布及び市のホームページに掲載することで障がい者雇用の理解に努めます。

② 就労支援の充実

就労支援施設等への通所支援の充実を図り、障がいのある人の一般就労への支援に努めます。

③ 就労後の支援の充実

就労後の適切な生活指導が、就労の継続や安定した生活につながります。障がいのある人が就労を続けていくために、障害者相談事業所等と連携しながら、生活指導等の充実に努めます。

## 第6節 福祉サービスの充実

### 現状と課題

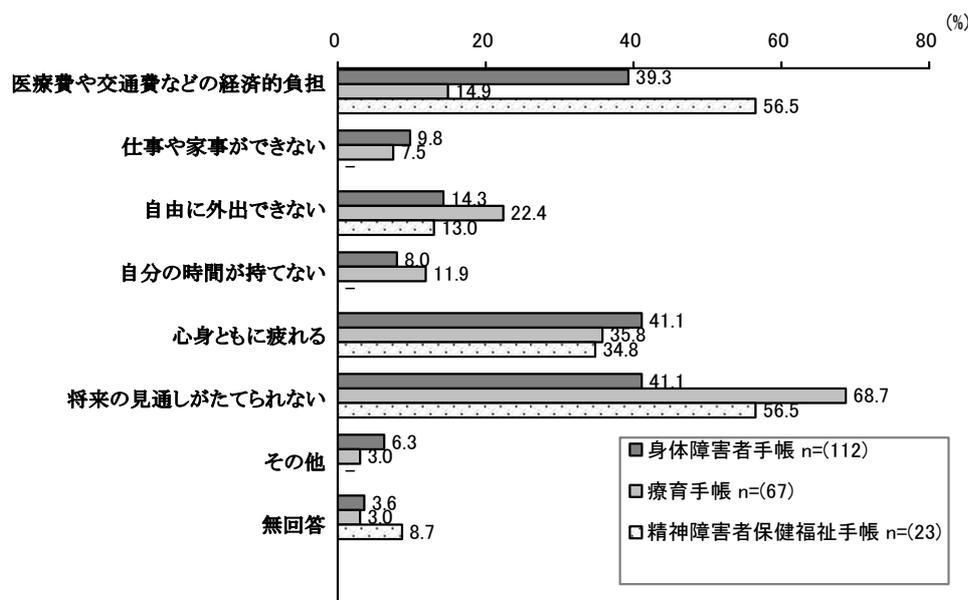
ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、地域の中で自立した生活を送るには、障がいのある人への福祉サービスの充実が最も身近で重要な事項と言えます。

障がいのある人が福祉サービスという社会資源を十分に活用し、その人の状態に応じた安定した生活を築いていくことが必要です。そのためにも、福祉サービスを適正に提供できる体制整備が求められます。

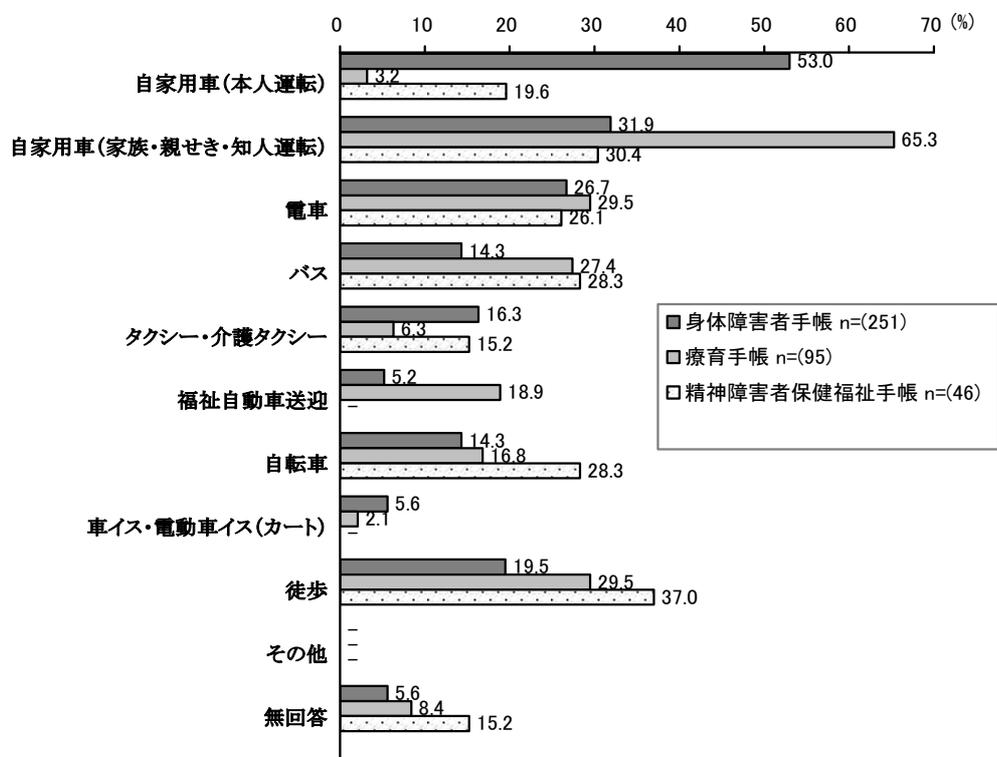
障がいのある人へのアンケート調査によると、将来の見通しがたてられないについては、知的障がいの介助者で68.7%、精神障がいの介助者で56.5%と全体の半数以上となっており、家族介護者の高齢化や養護者等亡き後の障がい者の生活等の課題への対応が必要です。

また、外出手段については、「自家用車（本人運転）」及び「自家用車（家族・親せき・知人運転）」が多く、「電車」や「バス」などの公共機関利用は3割弱となっています。障がいのある人が自分の行きたい場所へ出かけていけるよう、利便性を整えることが必要です。

#### ■ 主な介助者として大変だと思うこと



■外出する時の交通手段



施策の方向

(1) 相談体制の整備

① 相談体制の充実

ア 相談窓口の充実

市の相談窓口として、社会福祉課、保健センター、若竹園、保育所などがありますが、個々の相談の内容に応じ各専門機関との連携を図りながら相談支援の充実に努めます。

イ 障害者相談支援体制の充実

現在、市内の3か所に障害者相談支援事業所を設置し、障がいのある人やその家族等が安心して相談することができるよう、今後さらに周知を図ります。また、その相談内容に応じては、関係機関との連携も必要となることから、医療・保健・教育などの各専門機関で組織する障がい者等地域づくり協議会において、困難事例への支援の充実に努めます。

② 地域福祉権利擁護事業の活用の促進

障がい等により判断能力が不十分な人が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会と連携をとり、権利擁護事業の活用を図ります。

③ 成年後見制度利用の促進

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人について、社会生活を送る上で必要な契約に際して不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。

また、身寄りのない人や親族の協力が得られない人には名取市成年後見制度利用支援事業により利用促進に努めます。

④ 発達障害・難病への支援

自閉症等発達障害、高次脳機能障害、難病等に関する理解を深める普及・啓発を行うとともに、発達障害や難病等も障害福祉サービスの対象であることの周知を図り、サービスが利用できるよう支援を行います。

## (2) 住まいの支援

住まいは生活の基本であり、誰もが住み慣れた場所で住み続けられることが望まれます。

障害者基本法第三条第二項（※）に基づいて、障がい者が安心して生活することができる住まいの支援に努めます。

※障害者基本法第三条第二項「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」

## (3) 経済的支援の充実

障がいのある人が受給できる年金や手当等には、障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等があります。また、医療費の助成制度では、心身障害者医療費助成、自立支援医療等があります。

自立した地域生活を送るために、これらの制度の活用が図られるよう制度の周知に努めます。

## (4) 在宅福祉の充実

障がいのある人が地域において安心して自立した生活を送ることができるように、障害者総合支援法による必要に応じた適切なサービスの提供に努めます。

### ① 介護給付費・訓練等給付費の支給

自立支援給付の居宅介護等の9種類の介護給付費や自立訓練（機能訓練・生活訓練）等の4種類の訓練等給付費のサービス提供にあたって、障がいの特性に応じた適切なサービスの提供に努めます。

### ② 地域生活支援事業の支給

障害者総合支援法に規定している地域生活支援事業における障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、などの必須事業や、その他に市が独自で給付する訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などのサービスの提供に努めます。

### ③ 自立支援医療費及び補装具費の支給

障がい児・者が、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むことができるよう必要な自立支援医療費を給付します。また、身体機能を補完、代替する義肢など補装具の購入費・修理費などの支給を行います。

## (5) 移動手段への支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動手段への支援に努めます。

### ① タクシー利用料等助成事業

外出することが困難な重度の障がいのある人にタクシー利用料または自動車燃料費の一部を助成することについて、継続して実施に努めます。

また、福祉バス乗車券等の交付については、前述の事業の対象にならない障がいのある人に、継続して交付することに努めます。

### ② 自動車運転免許取得費・身体障害者自動車改造費助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の一部の助成について、継続して実施することに努めます。

## (6) 施設福祉の充実

福祉施設は、地域で生活する障がいのある人の拠点施設としての役割が求められており、連携の強化を図ります。

### ① 福祉施設との連携の強化

福祉サービス事業を実施している福祉施設について、障がいのある人の地域での安定した生活や居場所づくり、就労支援などが継続的に行われるよう情報提供などを通じ、福祉施設との連携強化を図ります。

### ② 心身障害児通園事業の充実

心身障害児通園施設若竹園は、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、発達につまづきのある乳幼児の通園の場を設けて療育指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長することを目的としています。今後も継続して運営の充実に努めます。

## (7) 障害福祉サービスに係る苦情解決

障害福祉サービスを利用した際に、利用者からの苦情が生じた場合、サービス提供事業者による適切な対応とその結果の公表等が適切に行われるよう、助言と指導を行います。また、解決困難な場合、苦情解決に関する関連機関や県の運営適正化委員会との連携を図ります。

## 第7節 人にやさしいまちづくりの推進

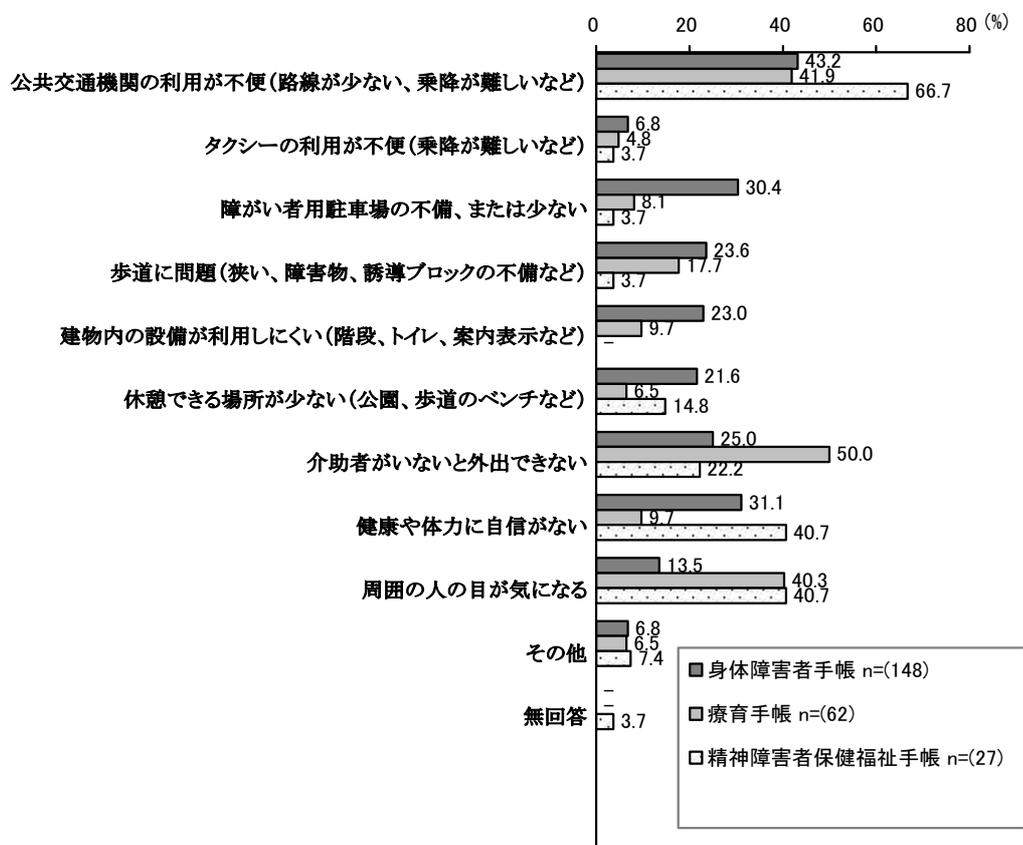
### 現状と課題

名取市では、障がいを持つ人やすべての人にとってやさしく、暮らしやすいまちづくりを目標に、公共施設のバリアフリー化、道路改修工事における段差解消、点字ブロックの敷設などの整備に取り組んできました。

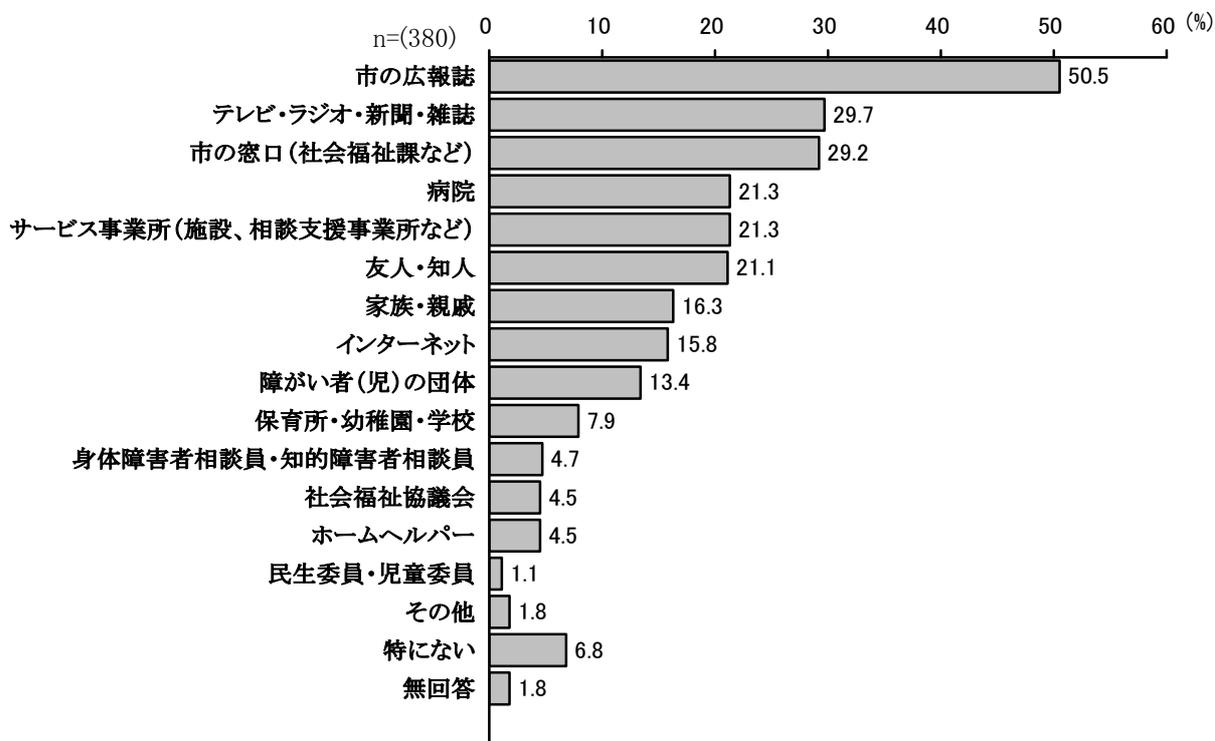
しかし、障がいのある人へのアンケート調査によると、外出時の困難要因として「公共交通機関の利用が不便（路線が少ない、乗降が難しいなど）」、「建物内の設備が利用しにくい」、「歩道に問題」、「障がい者専用駐車場の不備、または少ない」などがあげられています。建物や道路などの安全性の向上を図り、障がいのある人が暮らしやすいバリアフリー化されたまちづくりを推進することが課題です。

福祉サービスについての情報入手先については、「市の広報誌」が50.5%と最も多くなっています。今後も障がいのある人が様々な情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

■障がいのある人の外出困難要因



## ■福祉サービスに関する情報の入手先



## 施策の方向

### (1) 生活環境の整備

#### ① バリアフリーの推進

バリアフリーの取り組みは進み、言葉としても広く社会に認知されてきていますが、平成18年12月20日に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づいて、庁内関係各課との連携を図り、引き続き公共施設や道路のバリアフリーの推進に努めます。

#### ② 居住環境の整備

重度の身体障がいをもつ人が自宅で安心して自立した生活を送るために、自宅内の床面の段差解消やトイレ・浴室の改造、手すりの設置など住まいのバリアフリー化を行う場合、改造に要する資金の一部を助成する制度の継続に努めるとともに、住宅改造に関する情報提供や相談の充実に努めます。

## (2) 情報バリアフリー化の推進

### ① インターネット等による情報提供

パソコンや携帯情報端末等の情報機器や情報伝達技術が進歩を遂げる一方、情報の受け手側の環境が整っていない側面が課題です。

障害特性に応じた情報環境の整備について庁内関係各課と連携を図り検討します。

### ② 点字の広報での情報提供

広報などとの点字版の配布について、継続して実施します。

### ③ 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援

手話通訳者・要約筆記者により、聴覚障がいのある人への意思疎通の支援に努めます。また、聴覚障がいのある人への情報提供や意思疎通を補完するため、社会福祉課において手話通訳者の資格を持った社会福祉相談員の配置について継続して実施します。

## (3) 行政サービス等における配慮

### ① 行政機関職員の障がい者理解の促進

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、職員に対する研修等を実施し、障がいや障がいのある人への理解を深め、窓口等におけるサービスの向上に努めます。

### ② 選挙等における配慮の促進

投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など、障がいのある人が円滑に投票できるよう投票所の環境整備の向上に努めます。また、郵便等による不在者投票の実施を促進し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

## 第8節 安全・安心の確保

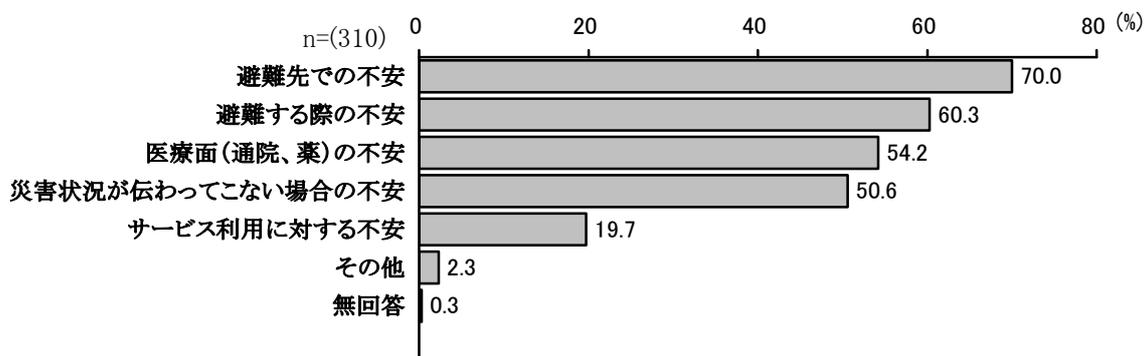
### 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、日々の暮らしの中でトラブルにあわないようにすること、いざというときの備えが必要です。地震などの災害が発生した場合、緊急に関係機関が迅速に対応する体制を整える必要があります。

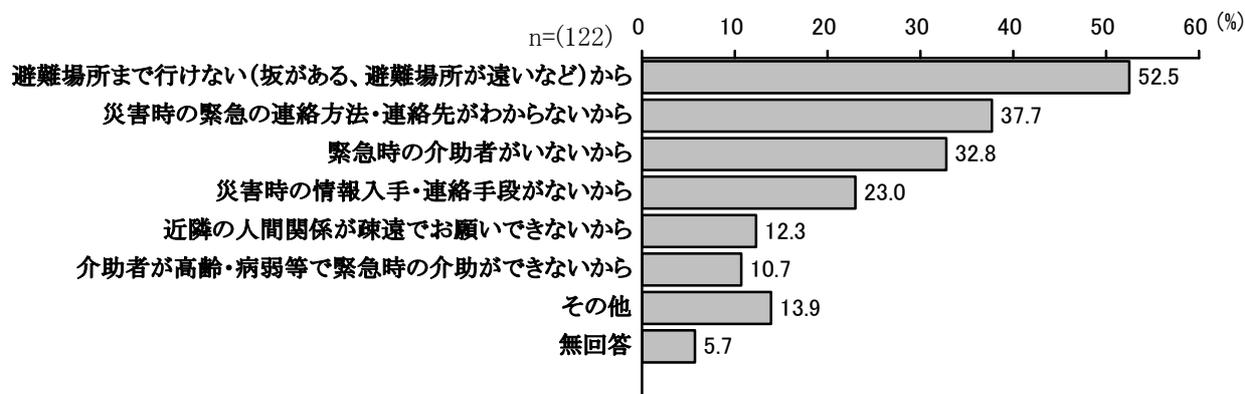
障がいのある人へのアンケート調査によると、災害が起こった時の不安としては、「避難先での不安」が70.0%、「避難する際の不安」が60.3%となっています。自力で避難できない理由としては、「避難場所まで行けない（坂がある、避難場所が遠いなど）から」が52.5%と最も多く、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからないから」、「緊急時の介助者がいないから」が3割を超えています。

地域の町内会や自主防災組織による対応は、初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高める取り組みが求められています。

#### ■ 発災時における不安



#### ■ 自力避難が困難な理由



## 施策の方向

### (1) 防災・防犯対策の充実

#### ① 緊急時体制の充実

##### ア 避難行動要支援者への支援体制の整備

名取市避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、災害発生時に自ら避難することが困難な人を、地域で把握し、迅速・的確な支援ができるような体制をとるため、災害時の支援を希望する要支援者のリストを作成し、要支援者の同意に基づき、民生委員、町内会、自主防災組織等に情報提供するシステムの整備を推進します。

##### イ ヘルプカードの普及促進

障がいのある人が緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、普及を図ります。

#### ② 防犯体制の整備

障がいのある人が安心して暮らせるため、地域住民、警察、市防犯協議会等との連携により安全が確保できるように努めます。

また、年々増加している消費者被害に遭わないよう関係機関と連携し、情報提供、啓発を図ります。

### (2) 震災からの復興支援

仮設住宅に入居している方はもちろん、自宅再建や災害公営住宅など新しい場所で生活をしている方が、新しい地域で生活できるよう相談体制の充実に努めます。

このほか、防災集団移転事業や土地区画整理事業が進むことから、庁内関係各課との連携を図り、被災者の今後の支援について情報を共有しながら支援に努めます。

## 第9節 差別の解消・権利擁護の促進

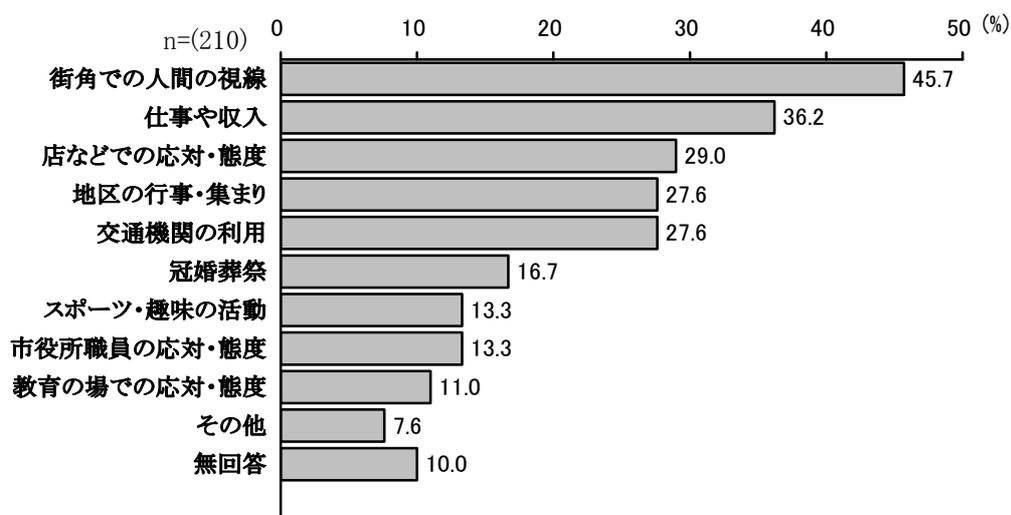
### 現状と課題

障がいのある人に対する虐待や差別は障がいのある人の尊厳を害し、障がいのある人の自立や社会参加を阻むものです。虐待を未然に防止し、障がいのある人の権利を守ることは極めて重要です。

障がいのある人へのアンケート調査によると、日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「街角での人間の視線」が45.7%と最も多く、「仕事や収入」が36.2%、「店などでの対応・態度」が29.0%、「地区の行事・集まり」、「交通機関の利用」がともに27.6%となっています。

障がいがあるために受ける差別を解消し、権利の侵害を防ぐ取り組みが求められています。

■ 日常生活で差別や偏見等を感じる場面



### 施策の方向

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。障がいを理由とする差別の解消にあたっては、市民の方々に関心と理解を深めていただくことが大切であることから、広報・啓発に努めます。

## (2) 虐待の防止

### ① 関係機関とのネットワークの構築

平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、社会福祉課に障害者虐待防止センターを設置しました。今後も虐待を未然に防止する取り組みを強化し、虐待が通報された場合に迅速な対応ができるように、障害者虐待防止連携協議会において関係機関と連携した体制づくりに引き続き努めます。

### ② 虐待防止に向けた広報・啓発活動の促進

障がいのある人への虐待防止の意識を地域全体の中で高めるため、虐待防止に関する情報を広報することにより、虐待の予防や早期発見につながることから引き続き啓発活動に努めます。

---

## 第5章 計画の推進にあたって

---

### 第1節 計画の推進体制

---

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、防災など、まちづくりの様々な分野にわたることから全庁的に取り組んでいくとともに、関係機関、関係団体と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

### 第2節 計画の進行管理

---

本計画の進捗状況を定期的に点検し、進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化、制度改正等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行います。



---

## 資料編

---

## 1. 名取市障害者計画等策定懇談会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 37 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画の策定にあたって市民の意見を反映させるため、名取市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 名取市障害者計画等策定懇談会委員名簿

No.	区分（要綱第3条第2項）	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	小泉 嘉子	
2	(2) 保健医療関係者	大塚 達以	
3		酒井 道代	
4	(3) 福祉関係者	松谷 ひろみ	
5		松浦 美恵子	委員長
6		昆布谷 博	
7		熱海 裕子	副委員長
8	(4) 教育関係者	成澤 淳一	
9		武田 和義	
10	(5) その他市長が必要と認める者	下川原 佳代子	
11		小泉 恵子	

## 2. 名取市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 38 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画を策定するため、名取市障害者計画等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者を、副委員長は、保健センター所長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 28 日告示第 69 号）

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 23 告示 69・一部改正）

総務課長 政策企画課長 財政課長 防災安全課長 商工観光課長 土木課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

## 名取市障害者計画等策定検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属及び職名	備考
1	富樫 孝徳	健康福祉部長	委員長
2	米本 博喜	保健センター所長	副委員長
3	菅井 善治	総務課長	
4	木村 敏	政策企画課長	
5	小野寺 俊	財政課長	
6	大久 初見	防災安全課長	
7	菊池 博幸	商工観光課長	
8	伊東 正人	土木課長	
9	鈴木 一史	学校教育課長	
10	川村 美保子	生涯学習課長	

## 3. 名取市障害者計画及び障害福祉計画策定の経緯

年月日	会議名	協議内容
平成 26 年 7 月 25 日	第 1 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等策定の内容</li> <li>• アンケートの調査内容等</li> </ul>
平成 26 年 10 月 21 日	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等策定の内容</li> <li>• アンケート調査結果</li> </ul>
平成 26 年 11 月 4 日	第 2 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アンケート調査結果</li> <li>• 計画策定の方針等</li> </ul>
平成 26 年 12 月 19 日	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等の素案について</li> </ul>
平成 26 年 12 月 22 日	第 3 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等の素案について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 6 日	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等の最終案について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 13 日	第 4 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者計画等の最終案について</li> </ul>

## 名取市障害者計画

---

発行年月：平成27年3月

編集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

TEL (022) 384-2111

FAX (022) 384-2101